

池田町公共施設等総合管理計画



平成29年3月
(令和4年3月改定)

池 田 町

池田町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	- 1 -
1 背景と目的	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
3 施設の対象範囲	- 2 -
第2章 池田町について	- 3 -
1 概況	- 3 -
2 沿革	- 3 -
第3章 本町を取り巻く社会的状況	- 4 -
1 人口の動向及び将来の見通し	- 4 -
(1) 人口・世帯数の推移	- 4 -
(2) 年齢階層別人口	- 5 -
(3) 将来人口	- 7 -
2 財政状況	- 9 -
(1) 歳入の状況	- 9 -
(2) 歳出の状況	- 10 -
(3) 歳出決算額の性質別内訳	- 11 -
(4) 投資的経費と地方債残高	- 12 -
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	- 12 -
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	- 13 -
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	- 13 -
(1) 公共建築物の保有状況	- 13 -
(2) 築年別整備状況	- 14 -
(3) 耐震化実施状況	- 15 -
(4) 施設保有量の推移	- 16 -
(5) 施設関連経費の推移	- 17 -
2 インフラ施設の状況	- 18 -
(1) インフラ施設の現状	- 18 -
3 有形固定資産減価償却率の推移	- 22 -
4 将来の更新費用の推計	- 23 -
(1) 試算の方法	- 23 -
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	- 24 -
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	- 25 -
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	- 27 -
(5) 人口減少による将来負担コスト増	- 30 -
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	- 31 -
1 計画期間	- 31 -
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	- 32 -
3 現状や課題に関する基本認識	- 33 -
4 公共施設等の管理の数値目標	- 34 -
(1) 公共建築物	- 34 -
(2) インフラ施設	- 34 -
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 35 -
(1) 点検・診断等の実施方針	- 35 -
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	- 35 -
(3) 安全確保の実施方針	- 36 -
(4) 耐震化の実施方針	- 36 -
(5) 長寿命化の実施方針	- 36 -
(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針	- 37 -
(7) 統合や廃止の推進方針	- 37 -
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	- 37 -
6 フォローアップの実施方針	- 37 -
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	- 38 -
1 主な施設類型ごとの方向性	- 38 -
(1) 文化系施設	- 38 -
(2) 社会教育系施設	- 39 -
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	- 40 -
(4) 産業系施設	- 41 -
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設	- 42 -
(6) 保健・福祉施設	- 43 -
(7) 行政系施設	- 44 -
(8) 町営住宅	- 45 -
(9) その他（公園施設、供給処理施設含む）	- 46 -
(10) インフラ施設	- 47 -

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成26年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

池田町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

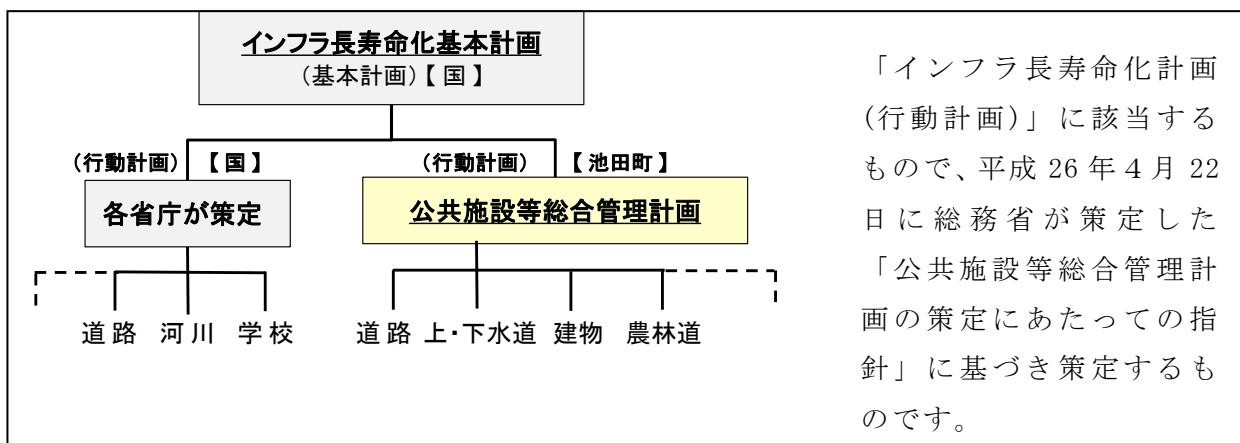
以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、全庁的、総合的な管理を推進するため、池田町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の最適な配置を実現するために、長期的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントをしていくための基本的な方針を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

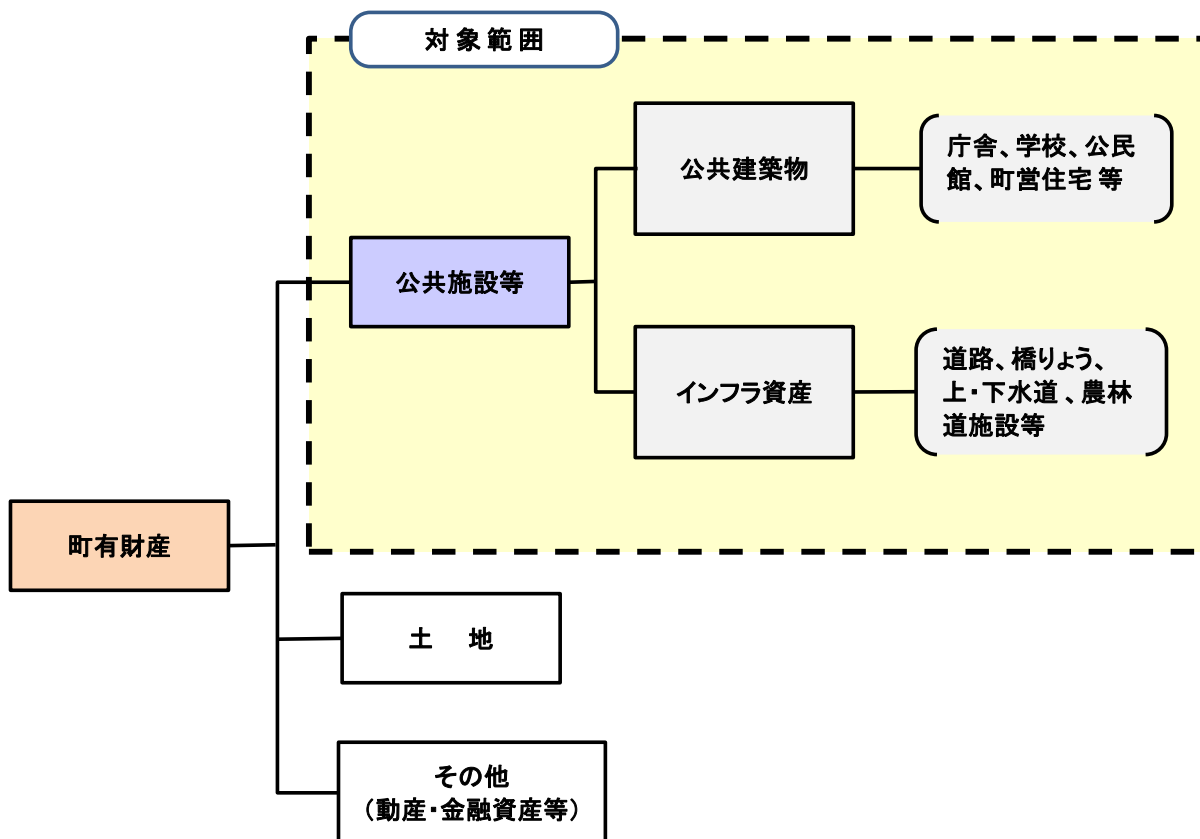
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本町が所有する庁舎・学校・町営住宅等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道、農林道施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



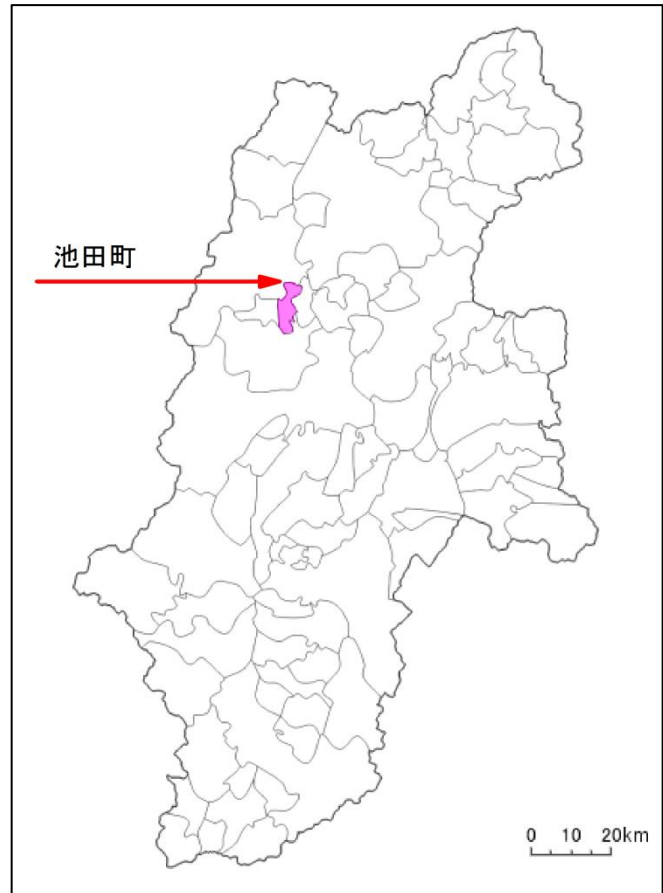
第2章 池田町について

1 概況

池田町は、長野県北安曇郡の南部に位置し、西は北アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川により松川村と、東は第三紀層中山山脈の屋根により東筑摩郡生坂村に隣接しています。北は大町市、南は安曇野市に隣接し、東西 6.2km、南北 12.8km、面積 40.16 平方キロメートル、標高 604m の町です。

西部平坦地域には主要地方道大町明科線が南北に貫通し、ここに中心地、大字池田、会染、中鵜地区がひらけ、東部山間地帯には、大字広津、陸郷の集落が散在しています。

本町は、明治初期より生糸の生産が行われ、大正初期には製糸の町として栄え、戦後、電気、機械を中心とした工業が発展しました。また、県下でも有数の米どころとして稲作を中心に農業も栄えてきましたが、近年は、社会構造の変化により、付加価値の高い「花とハーブ」の生産も盛んに行われるようになりました。



2 沿革

旧池田町は中古「有明の里」といわれ、矢原、仁科などの庄領を経て、江戸時代に入ってから大政奉還に到るまで松本藩政下池田組に属していました。明治期に入って明治6年に全国小区制定より池田町村、正科村、堀之内村、宮本入作は第11大区1小区となりましたが、明治8年全国町村分合改称が行われ池田町村と改称。その後、養蚕製糸業の発達に伴い人口が急増したため町制への要望が高まり、大正4年に池田町村から池田町へと町制を施行しました。戦後、昭和28年に町村合併促進法が制定され、昭和30年に池田町と会染村が合併し、昭和32年には広津村・陸郷村の各一部を編入合併するとともに、東筑摩郡明科町との境界変更により中之郷・鵜山両地区を加え、現在の池田町に至っています。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

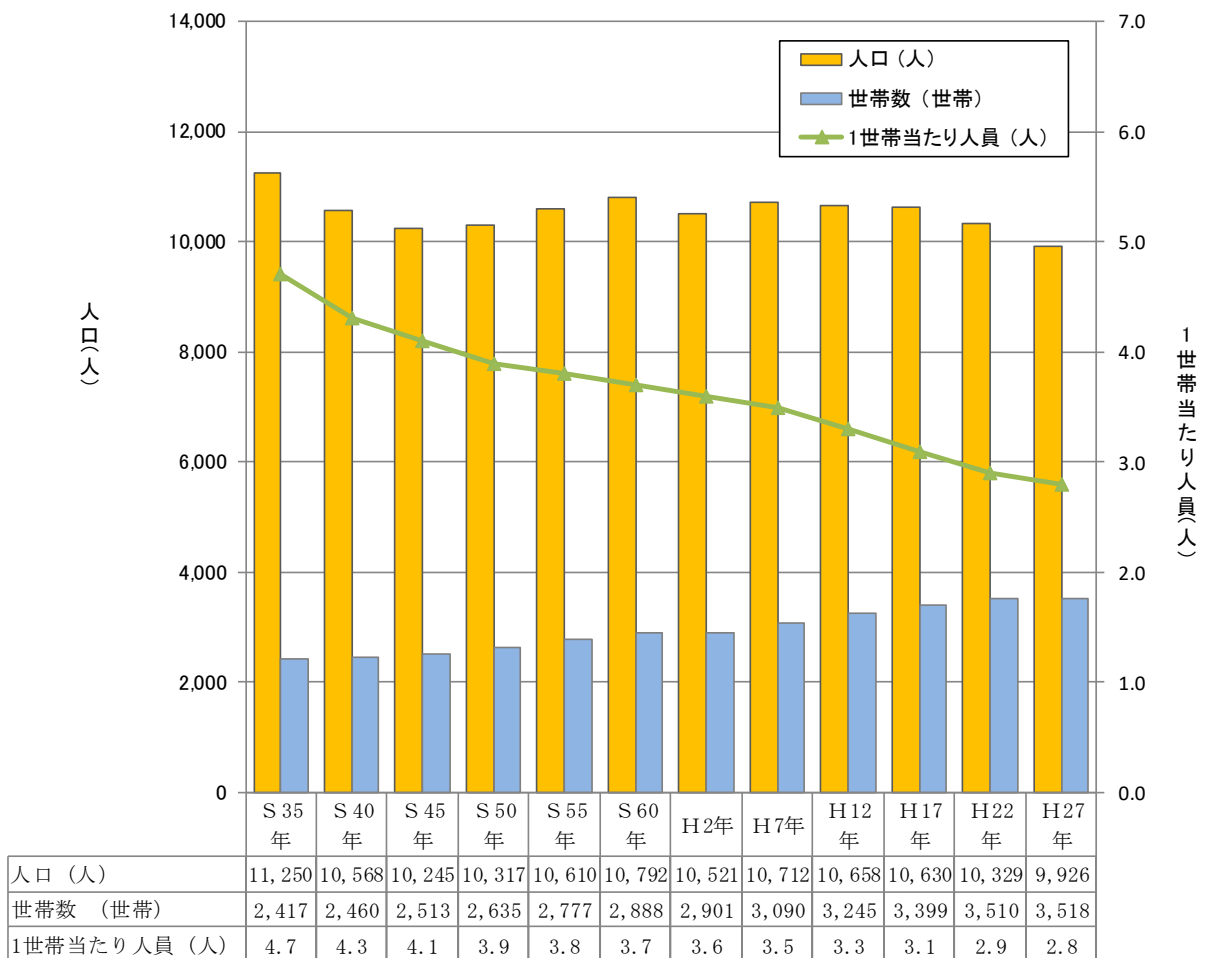
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、昭和40年の人口10,568人が、昭和45年までに10,245人と減少しましたが、昭和50年から昭和60年まで増加が続き10,792人となりました。その後増減があり、平成7年から平成17年まではほぼ横ばい状態でしたが、平成22年から減少し始め、平成27年には昭和40年からの50年間で初めて1万人を切り、9,926人となっています。

一方、世帯数は、昭和40年の2,460世帯に対し、平成27年は3,518世帯と増加傾向が続いています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和40年の4.3人から年々減少し、平成27年には2.8人となり、世帯数とは反対に高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化が進行しています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



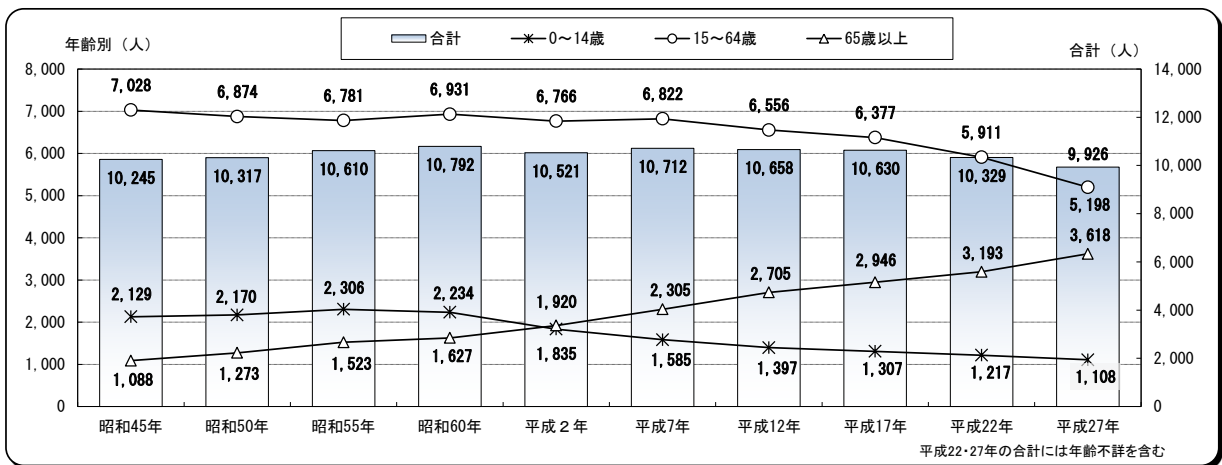
(2) 年齢階層別人口

平成7年から平成27年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は一貫して減少し、20年間で477人(30.1%)減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は20年間で1,313人(57.0%)増加しており、平成7年から老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口(15～64歳)も20年間で1,624人(23.8%)減少しています。

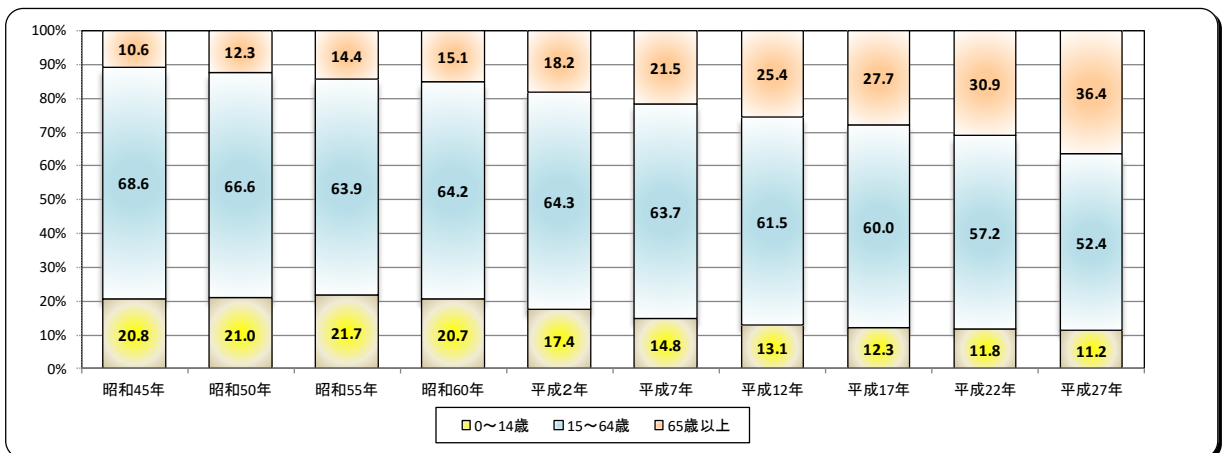
平成27年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が11.2%、生産年齢人口が52.4%、老年人口が36.4%となっており、老年人口比は全国平均(26.6%)や長野県平均(30.1%)を大きく上回り、平成7年から老年人口が21%を越えた「超高齢社会」となっています。

年齢構成指数(図表3-5)では、平成7年から平成27年までの20年間で年少人口指数は1.9%の減少、老年人口指数は35.8%の増加となっています。老年化指数については平成7年の145.4%に対し、平成27年には181.1%増加の326.5%と高い値を示しています。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移

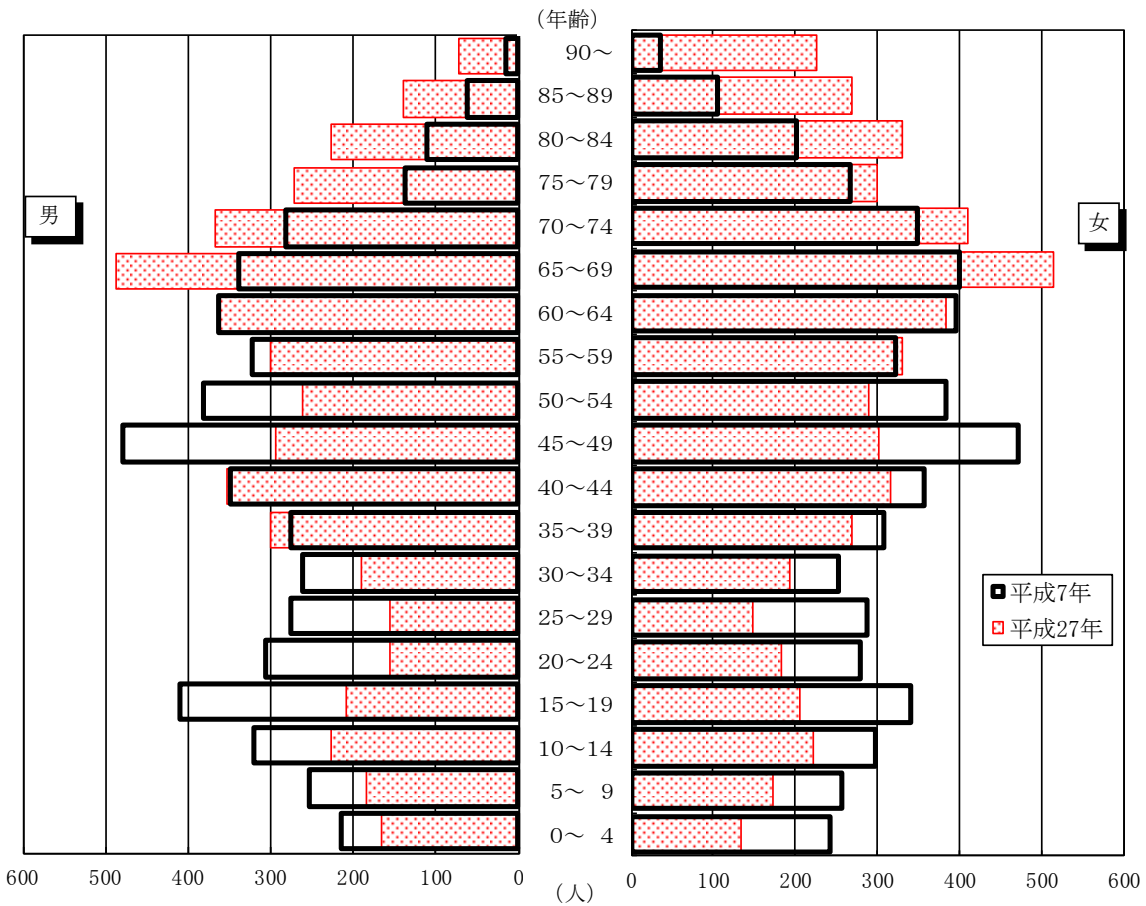


◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移

(単位：%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成7年	23.2	33.8	57.0	145.4
平成12年	21.3	41.3	62.6	193.6
平成17年	20.5	46.2	66.7	225.4
平成22年	20.6	54.0	74.6	262.4
平成27年	21.3	69.6	90.9	326.5

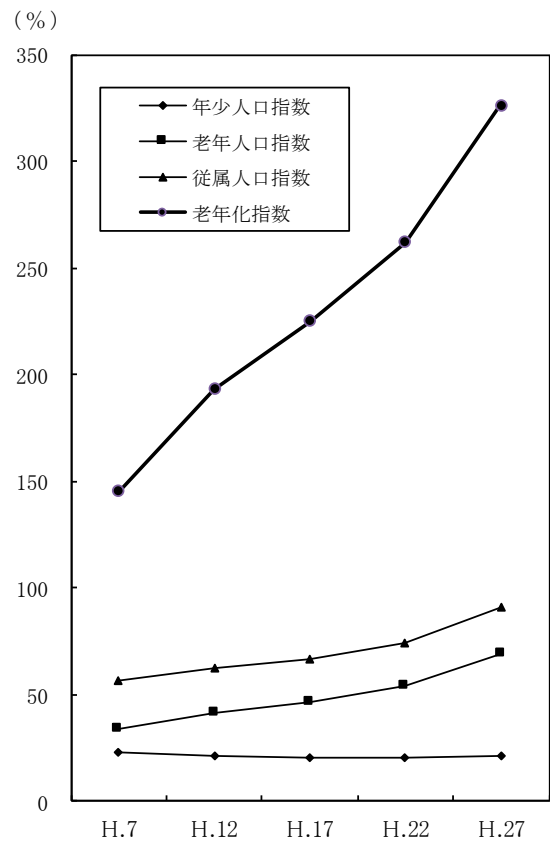
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表 3-6 年齢構成指数の推移



(3) 将来人口

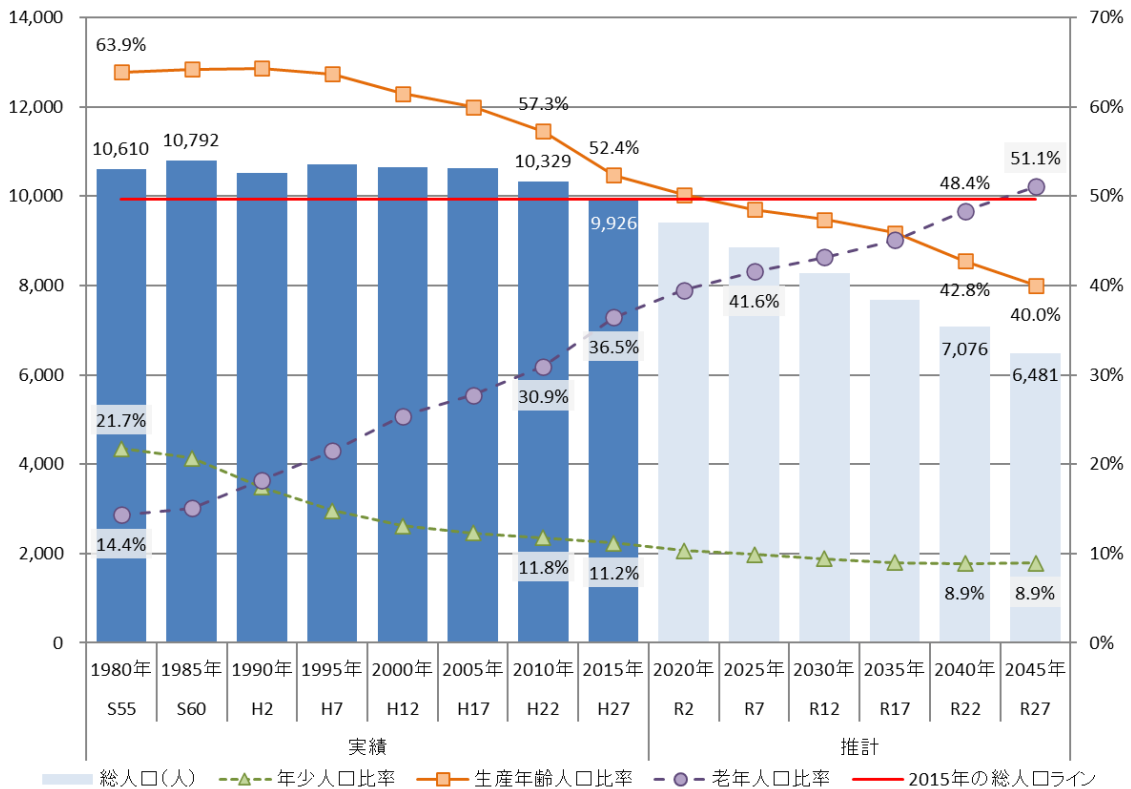
「国立社会保障・人口問題研究所」による、令和22年(2040年)の池田町の推計人口は、7,076人で平成22年(2010年)に対し3,253人(31.5%)減少することが予想されています。

年齢3区分別にみると、2010年から2015年にかけては、とくに団塊の世代が老年人口(65歳以上)に移行したことに伴い、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の比率が大きく低下し、高齢化率が以前にも増して高まっている。

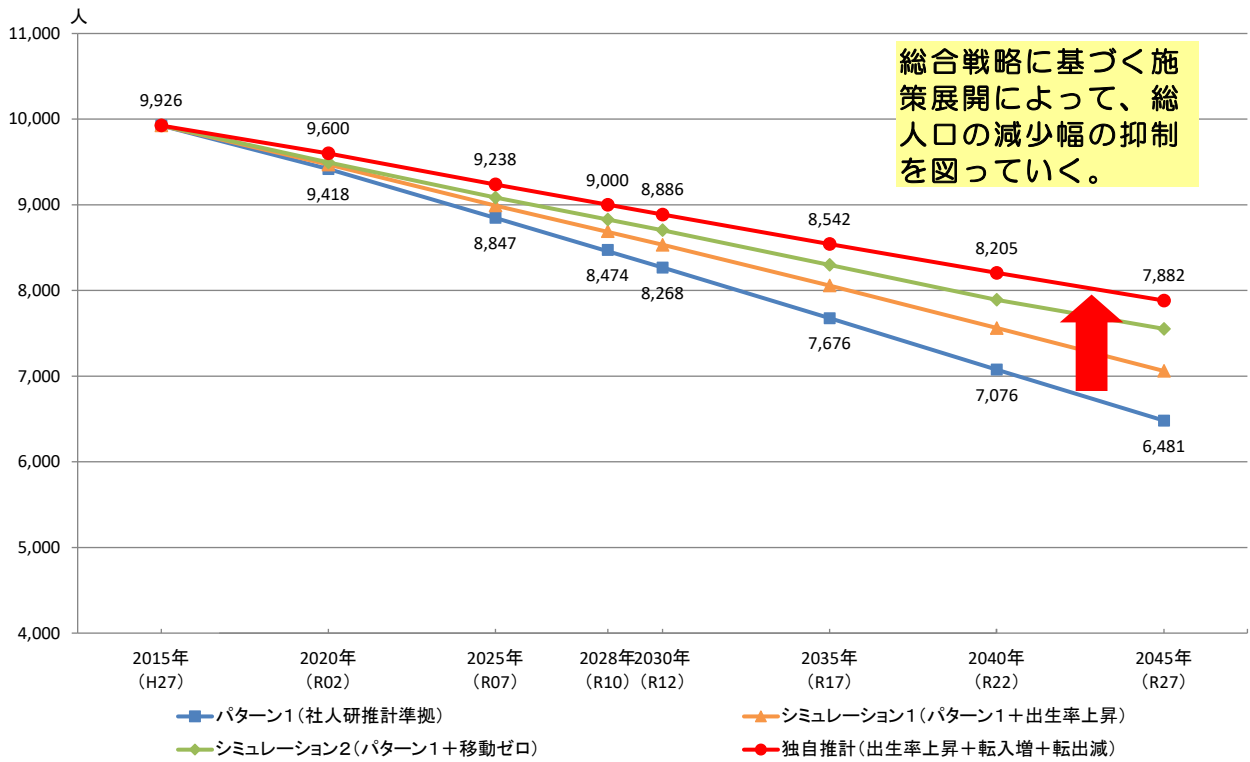
このままのペースでいくと、2025年には高齢化率が40%に到達し、生産年齢人口が50%を下回るものと予測されている。

なお、「池田町人口ビジョン」の将来目標人口(図表3-8、3-9)では、令和22年(2040年)の人口は、8,205人を設定しております。

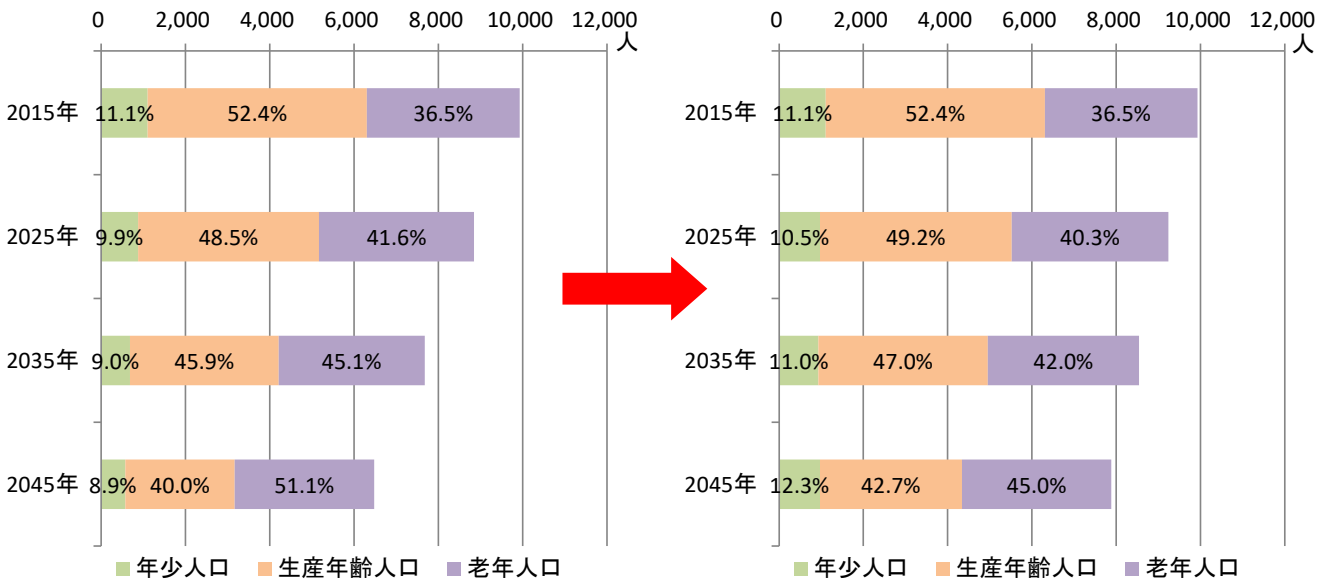
◆図表3-7 総人口及び年齢3区分別人口比率の推移(1980年-2040年)



◆図表 3-8 総人口の将来展望（池田町人口ビジョン）



◆図表 3-9 年齢階層（3区分）別人口の将来展望（池田町人口ビジョン）



パターン1の推計に基づく
年齢3区分別人口の人口比率の推移
(現状ベースの推計)

町の独自推計に基づく
年齢3区分別の人口比率の推移
(目標とする独自推計)

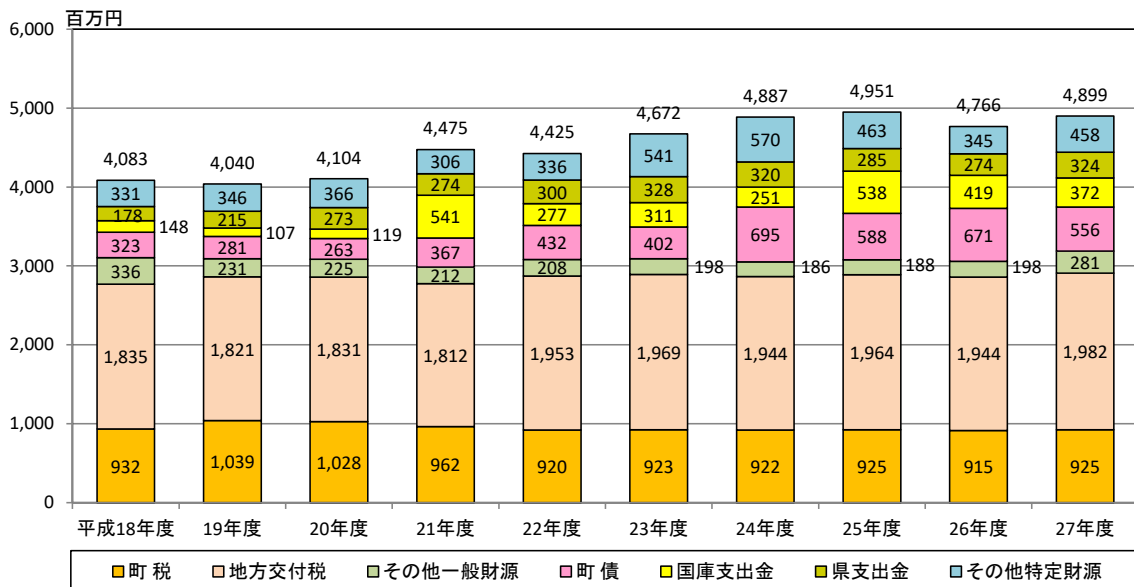
2 財政状況

(1) 歳入の状況

平成18年度以降概ね40～49億円で推移しており、平成27年度における決算歳入総額は49.0億円となっており、前年度と比べて2.8%の増加となっています。

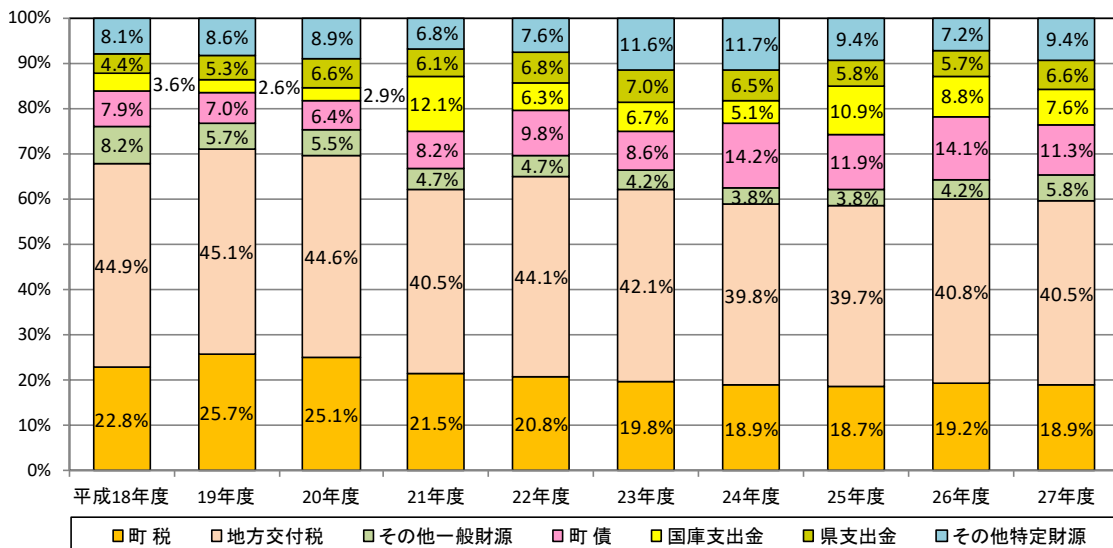
歳入の内訳をみると、町税収入は概ね9億円ではほぼ横ばいであり、平成27年度の町税収入は9.3億円で、歳入に占める町税の割合は18.9%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、平成22年度以降概ね20億円であり、平成27年度で歳入全体の40.5%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-10 歳入決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-11 歳入決算額構成比の推移(普通会計)

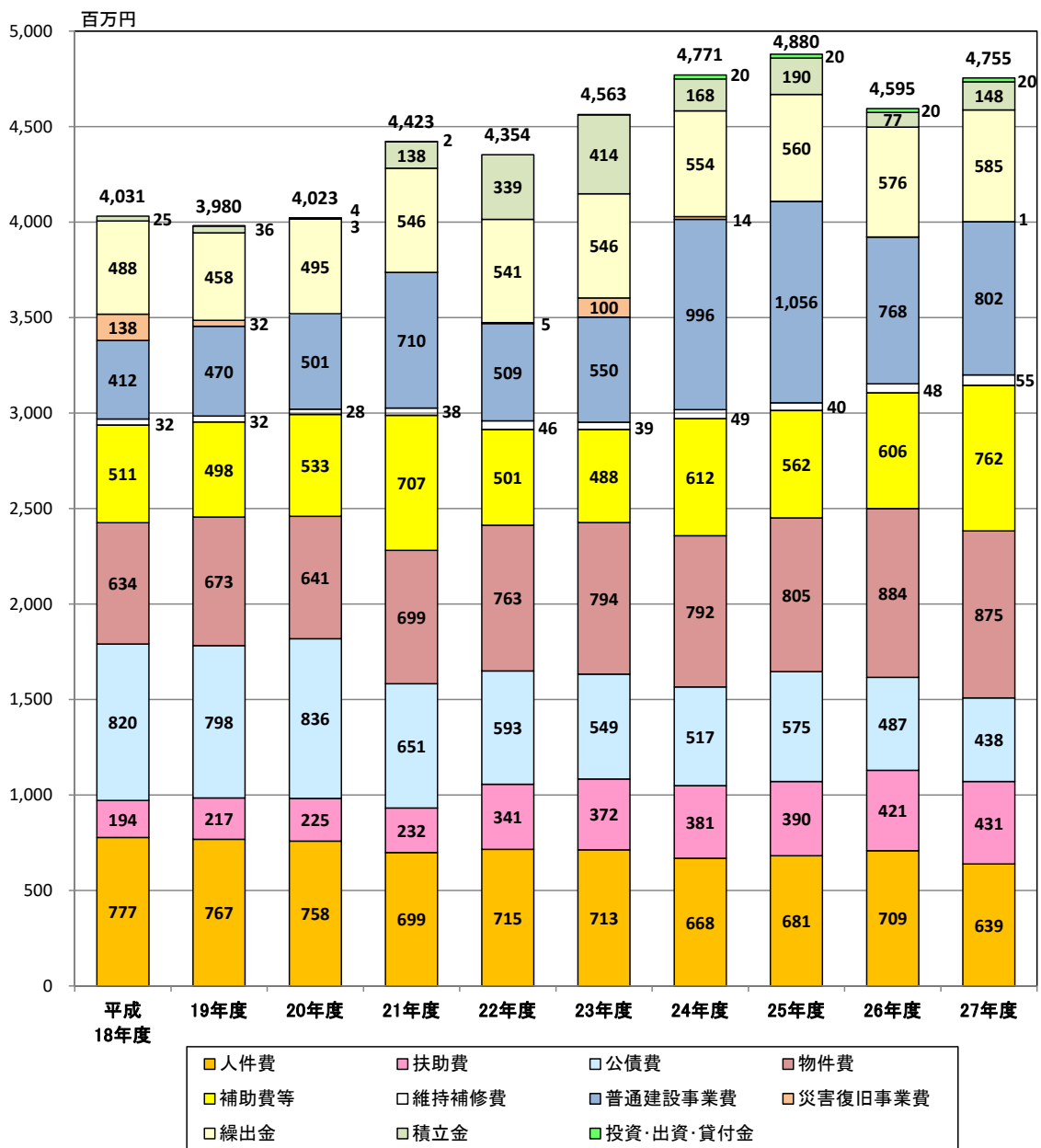


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

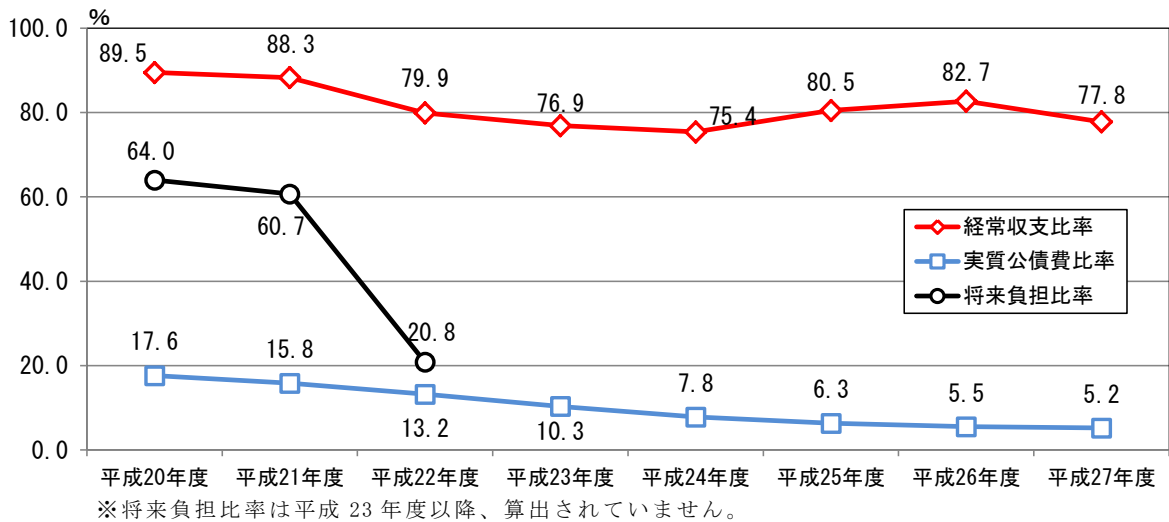
歳出の内、義務的経費のうち人件費、公債費は減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成18年度に1.9億円であったものが、平成27年度には2倍以上の4.3億円となっており、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの、平成23年度以降概ね7～11億円で推移していますが、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆図表 3-12 歳出決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-13 財政指標

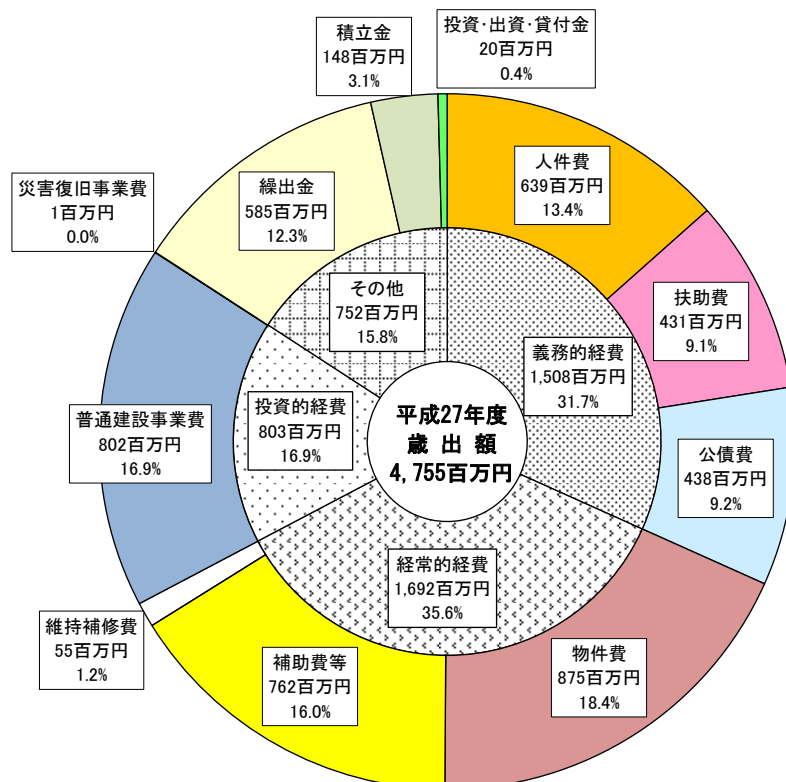


(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成27年度の歳出総額は47.6億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は15.1億円、物件費などの経常的経費は16.9億円、普通建設事業費等の投資的経費は8.0億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、物件費が最も大きく18.4%、次いで普通建設事業費の16.9%、以下、補助費等16.0%、人件費13.4%、繰出金12.3%などの順となっています。

◆図表 3-14 平成27年度歳出決算額の性質別内訳



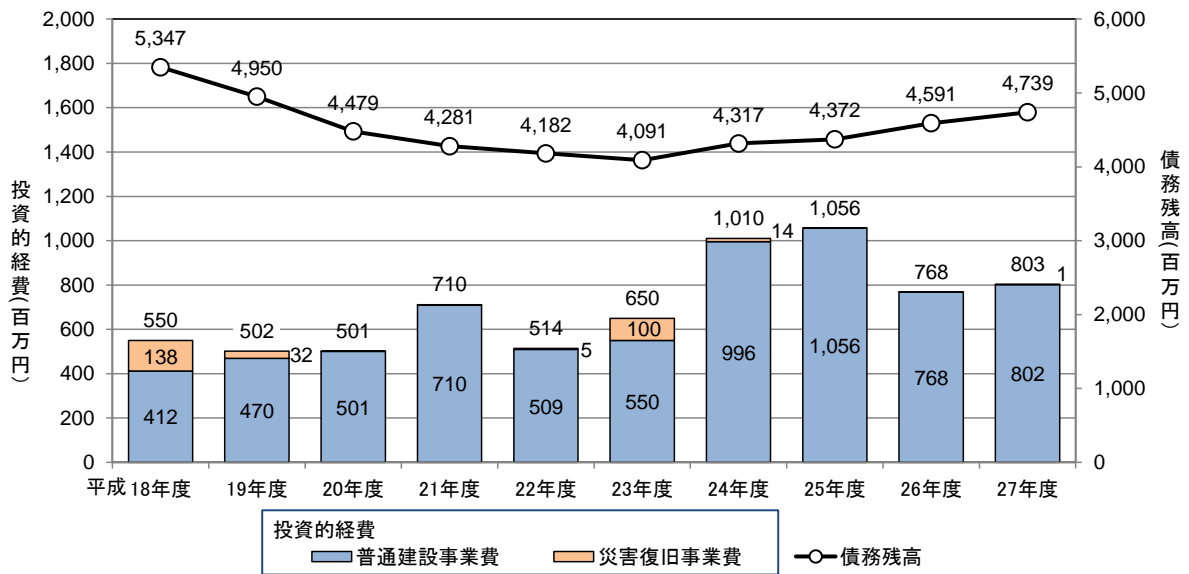
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年度によって増減があり、平成18年度から平成27年度にかけて概ね5～11億円の間で推移しています。平成27年度の投資的経費は約8.0億円で前年と比べて0.35億円の微増となっています。

町の借金にあたる債務残高は、平成18年度の約53億円から平成23年度の約41億円まで減少しましたが、平成27年度は約47億円となっています。

◆図表 3-15 投資的経費と地方債残高の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる町税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、公債費については減少傾向で推移しているものの、扶助費は増加しつつあり、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の適正運営と有効利用、公共施設等整備基金の積立により、財源の確保を図るとともに、資材支給事業など町独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」(以下、総務省提供ソフトという。)の分類表を基本に整理しています。

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は69,498.64㎡であり、その内訳は、学校教育施設が31.3%と最も多く、次いで保健・福祉施設が11.5%、供給処理施設が9.3%と続き、この3分類で全体の約5割を占めていることがわかります。

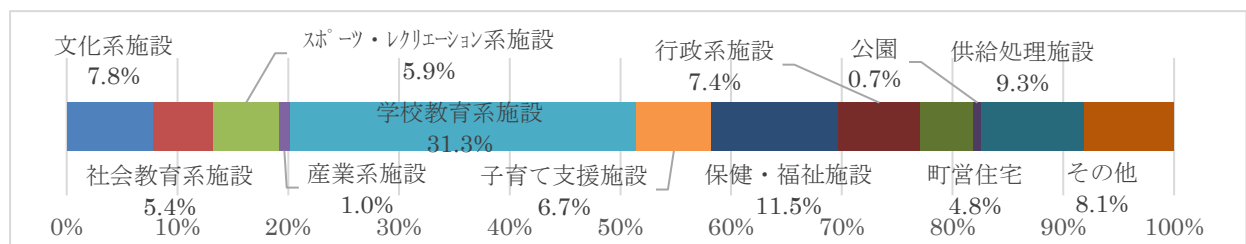
また、町民一人当たりでは約7.0㎡*となっています。

*一人当たりの面積は、平成27年国勢調査人口9,926人を使用

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況（令和元年度）

大分類	中分類	延床面積（㎡）	主な施設
文化系施設	集会施設	3,176.96	多目的研修集会施設等
	集会場・図書館	2,264.11	交流センター かえで
社会教育系施設	図書館	458.10	町図書館
	博物館等	3,298.44	てるてる坊主の館(浅原六朗文学記念館)、町立美術館、広津林間学校等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,950.46	総合体育館、弓道場等
	レクリエーション施設・観光施設	180.67	大峰高原白樺の森
産業系施設	産業系施設	663.65	シェアベースにぎわい、金の鈴会館等
学校教育系施設	学校	21,035.29	高瀬中学校、池田小学校、会染小学校
	その他教育施設	741.63	旧教育会館
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4,028.84	池田・池田北・会染保育園
	幼児・児童施設	646.24	児童センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6,300.32	総合福祉センターやすらぎ等
	障害福祉施設	692.40	福祉企業センター
	その他社会保険施設	986.94	福祉会館
行政系施設	庁舎等	3,147.56	本庁舎
	消防施設	1,178.99	消防団詰所等
	その他行政系施設	821.58	バスセンター、水防倉庫等
町営住宅	町営住宅	3,355.27	町営住宅
公園	公園	454.88	あづみ野池田クラフトパーク等
供給処理施設	供給処理施設	6,478.61	高瀬浄水園等
その他	その他	5,637.70	ハーブセンター、教員住宅等
合計		69,498.64	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合

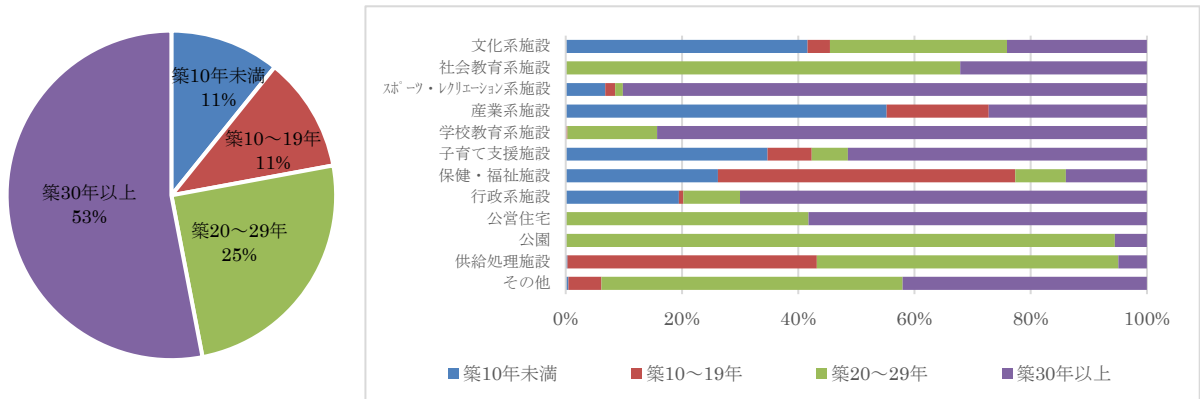


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

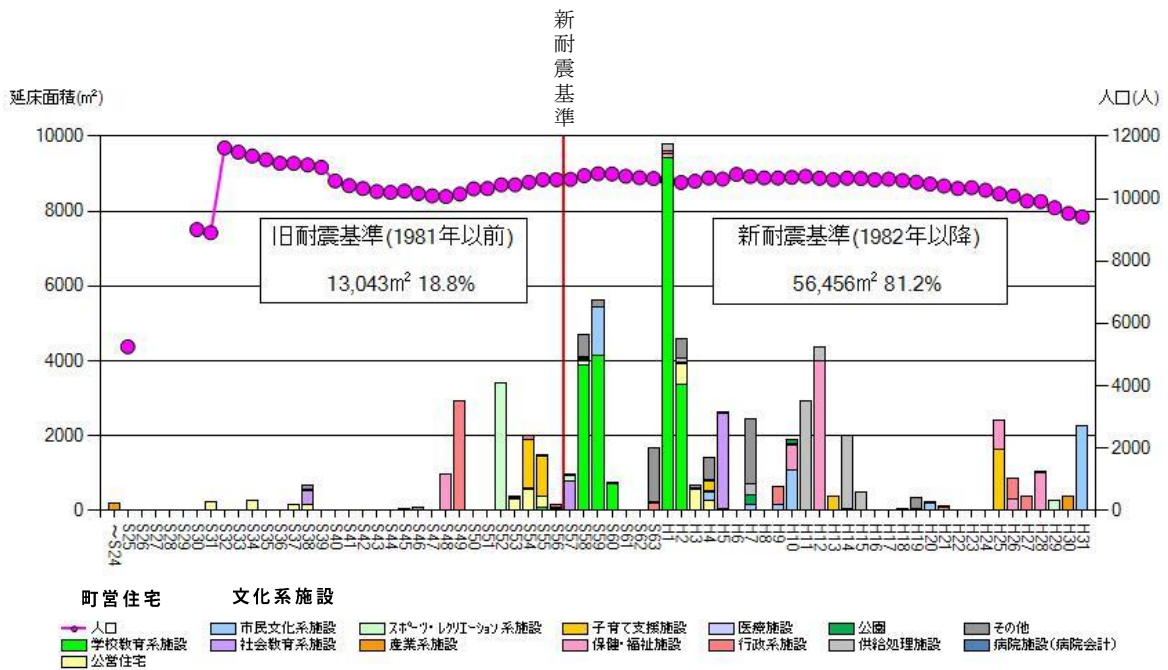
(2) 築年別整備状況

平成元年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の53%、10年後に30年以上経過となる施設割合は78%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

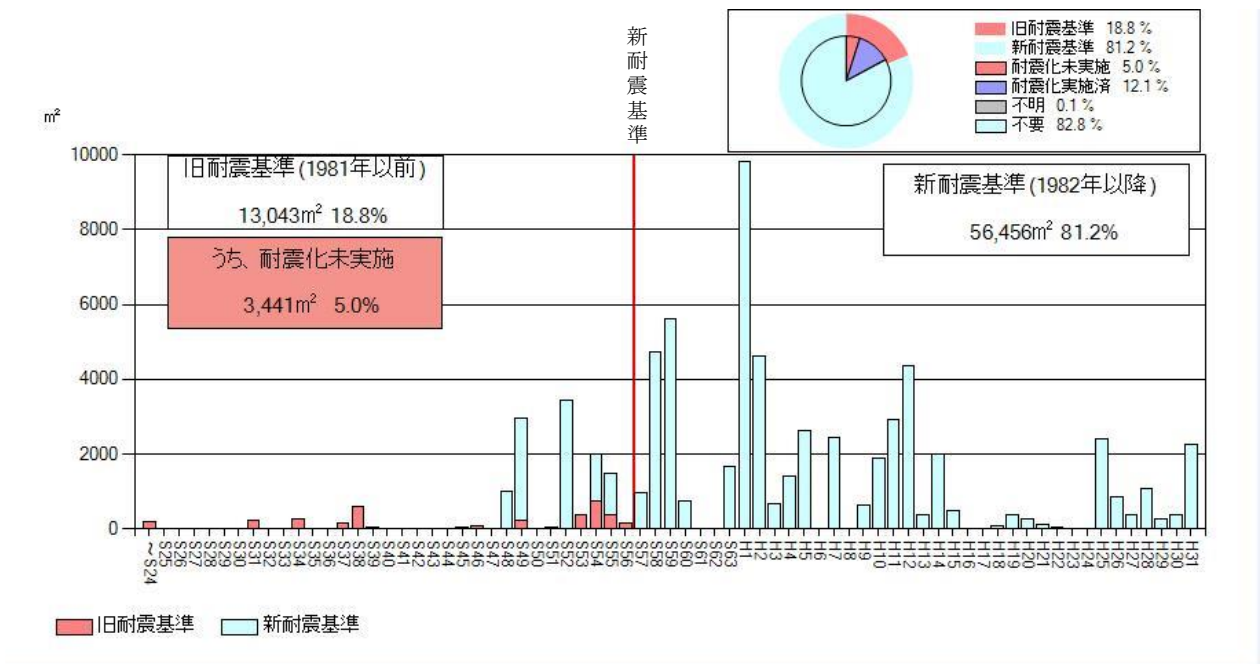


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の81.2%が新耐震基準による整備、残りの18.8%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震化が実施済の施設が12.1%となっています。全体の約93%の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



(4) 施設保有量の推移

平成27年度から令和元年度までの施設保有量は旧安曇養護学校職員宿舍関連施設の取得、交流センターかえでの建設、高齢者支えあい施設の建設、旧池田町公民館の取り壊し等により2,660㎡の増(4%増)となっています。

◆図表4-6 施設保有量の推移

単位：㎡

施設類型\年度	H27	H28	H29	H30	R1
文化系施設	4,534.12	4,534.12	4,272.95	4,272.95	5,441.07
社会教育系施設	3,756.54	3,756.54	3,756.54	3,756.54	3,756.54
スポーツ・レクリエーション系施設	4,071.90	4,071.90	4,131.13	4,131.13	4,131.13
産業系施設	297.37	297.37	297.37	663.65	663.65
学校教育系施設	21,916.20	21,776.92	21,776.92	21,776.92	21,776.92
子育て支援施設	4,675.08	4,675.08	4,675.08	4,675.08	4,675.08
保健・福祉施設	6,965.59	7,979.66	7,979.66	7,979.66	7,979.66
行政系施設	5,098.45	5,148.13	5,148.13	5,148.13	5,148.13
町営住宅	3,478.40	3,478.40	3,355.27	3,355.27	3,355.27
公園	454.88	454.88	454.88	454.88	454.88
供給処理施設	6,478.61	6,478.61	6,478.61	6,478.61	6,478.61
その他	5,234.82	5,006.88	4,734.08	6,139.26	5,637.70
合計	66,961.96	67,658.49	67,060.62	68,832.08	69,498.64

◆図表4-7 計画改定(R1)までに行った対策の実績

施設名	所在地	延べ床面積(㎡)	対策名	対策年度
老人共同作業所	池田 4278-1	145.45	取り壊し	平成27年
中学校プール機械室	池田 3368-1	19.44	取り壊し	平成28年
中学校プール更衣室	池田 3368-1	56.04	取り壊し	平成28年
中学校プールトイレ	池田 3368-1	56.04	取り壊し	平成28年
中学校プール物置	池田 3368-1	7.76	取り壊し	平成28年
二丁目教員住宅	池田 3220-1	80.30	取り壊し	平成28年
二丁目教員住宅	池田 3220-1	67.34	取り壊し	平成28年
二丁目教員住宅	池田 3220-1	80.30	取り壊し	平成28年
農村広場トイレ	池田 2351-5	14.87	取り壊し	平成29年
二丁目公衆便所	池田 4165	7.02	取り壊し	平成29年
会染教員住宅	会染 4982-1	80.30	売却	平成29年
和合教員住宅	会染 5707-93	92.74	売却	平成29年
和合教員住宅	会染 5707-13	92.74	売却	平成29年
豊町教員住宅	池田 3509-6	125.88	売却	平成30年
広津町営住宅	広津 7354-2	83.47	取り壊し	平成29年
広津町営住宅	広津 23220	39.66	取り壊し	平成29年
町公民館	池田 3190-1	1,042.65	取り壊し	令和元年
町公民館物置	池田 3190-1	15.69	取り壊し	令和元年
町公民館車庫	池田 3190-1	37.65	取り壊し	令和元年

(5) 施設関連経費の推移

平成26～30年度の5年間の公共施設（公営住宅、上下水道施設を除く）の施設関連経費は、年間約288～705百万円で、年平均は約449百万円となります。

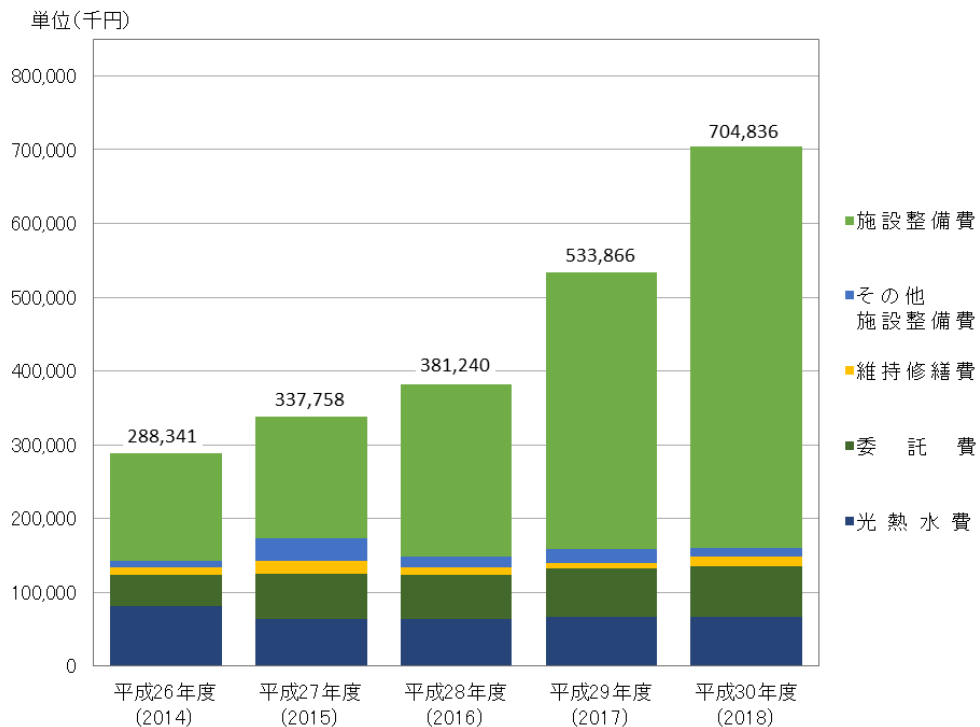
なお、平成28,29年度総合体育館耐震改修工事、平成29年度弓道場移転建設工事、平成30年度まちなかの賑わい拠点施設建設工事、交流センターかえで建設工事により、他の年度に比べ施設整備費が高額となっています。

◆図表 4-8 施設関連経費の推移表

単位：千円

関連経費区分	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	5年平均
施設整備費	145,357	164,787	232,651	375,430	544,142	292,473
その他施設整備費	8,890	31,166	14,265	18,475	11,894	16,938
維持修繕費	11,085	17,274	10,758	7,889	13,473	12,096
委託費	42,078	61,073	60,133	64,860	69,259	59,481
光熱水費	80,931	63,457	63,433	67,212	66,068	68,220
合計	288,341	337,758	381,240	533,866	704,836	449,208

◆図表 4-9 施設関連経費の推移



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本町の主なインフラ施設は、町道延長が 301.4km、橋りょうが 112 橋、上水道管路延長が 143.4km、下水道管路延長が 109.7km、農道延長が 7.6 km、林道が 7.9 km となっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-10 インフラ施設の保有状況（令和元年度）

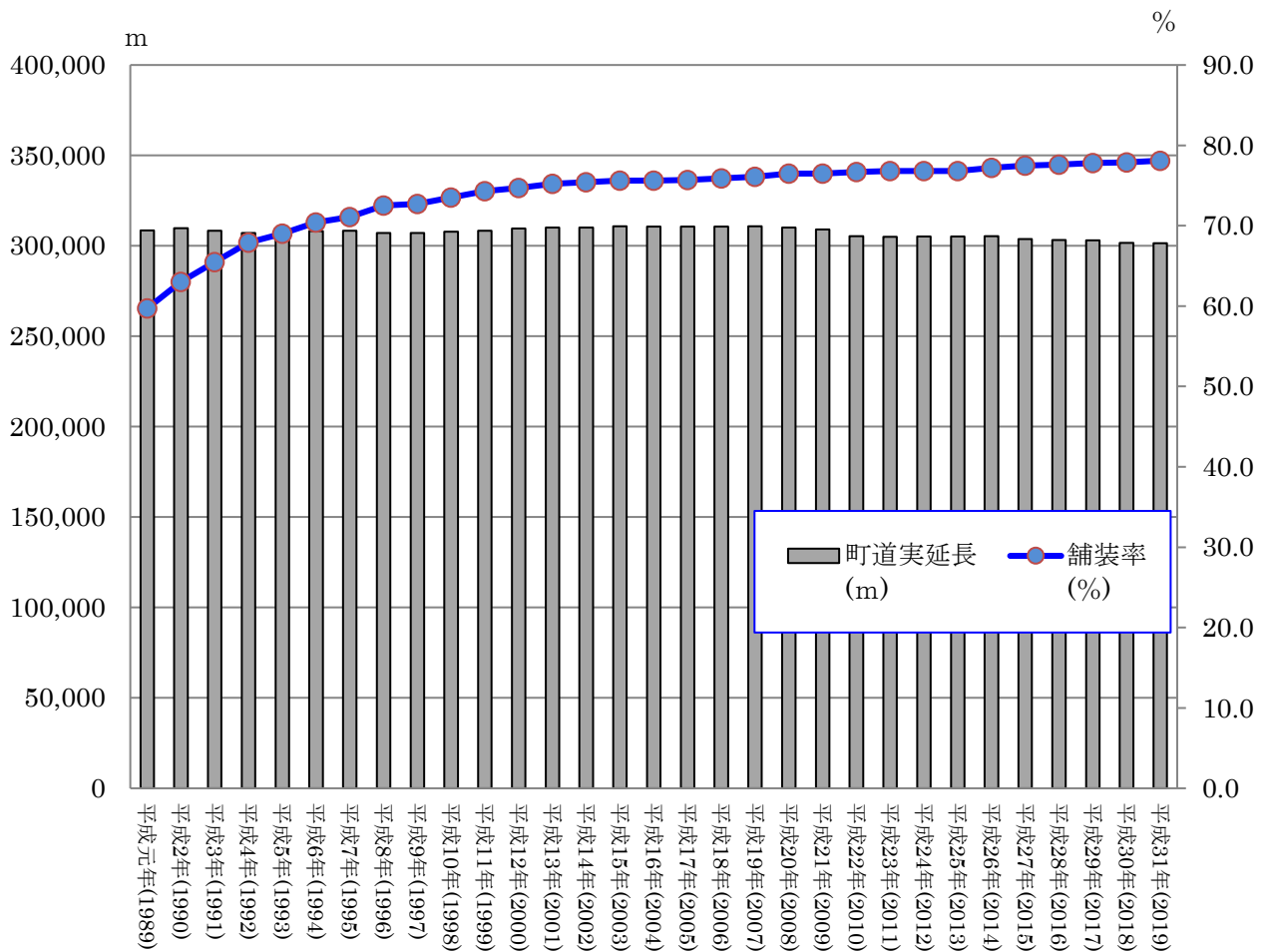
種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	301,415m
	1級町道延長	37,166m
	2級町道延長	28,255m
	その他町道延長	235,994m
橋りょう	橋りょう数	112 橋
上水道	管路総延長	143,388m
	導水管	1,547m
	送水管	10,717m
	配水管	131,124m
	送水ポンプ場	4 施設
	配水池	6 施設
	水源池	4 施設
下水道	管路総延長	109,660m
	処理場	1 施設
	ポンプ場	1 施設
農林道施設	農道延長	7,558m
	林道延長	7,907m
河川構造物・水路	河川・水路延長	112,221m

ア.道路

令和元年の町道の実延長は、301,415mあり、舗装率は78.1%の整備となっています。舗装率は、平成元年の59.7%から18.4%上昇しています。路線延長は、平成元年の308,535mから平成15年の310,824mまで伸びましたが、平成15年をピークに減少傾向にあります。

町内には外に、農道が7,558mあり舗装率は100%、林道が7,907mあり舗装率は67.4%の整備となっています。

◆図表 4-11 道路（町道）の年度別整備状況

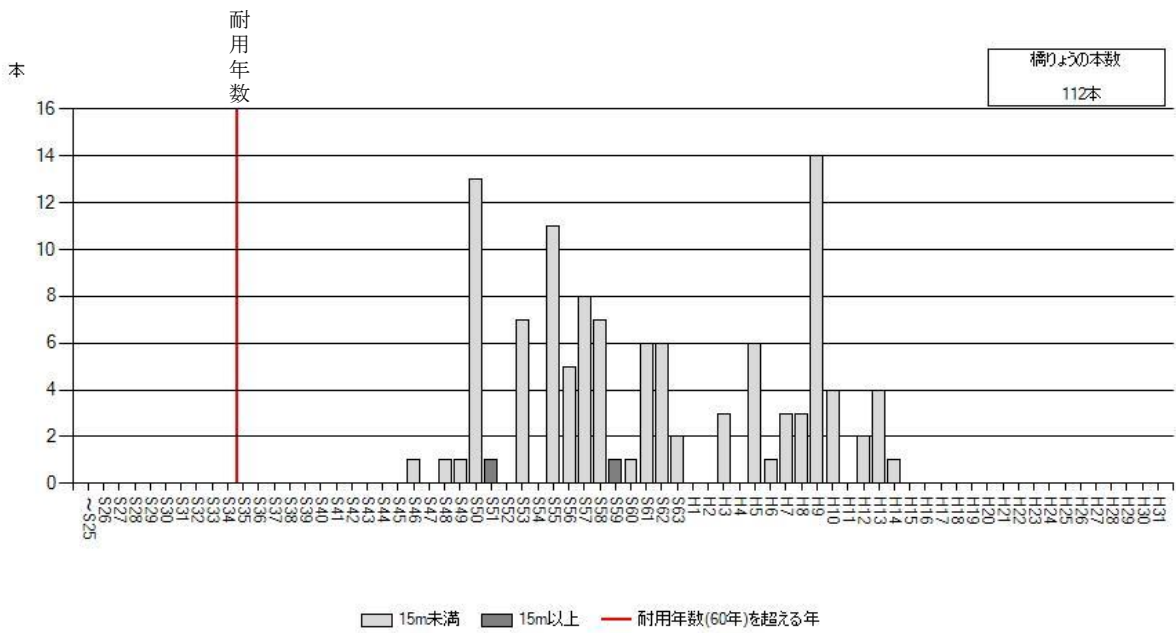


イ. 橋りょう

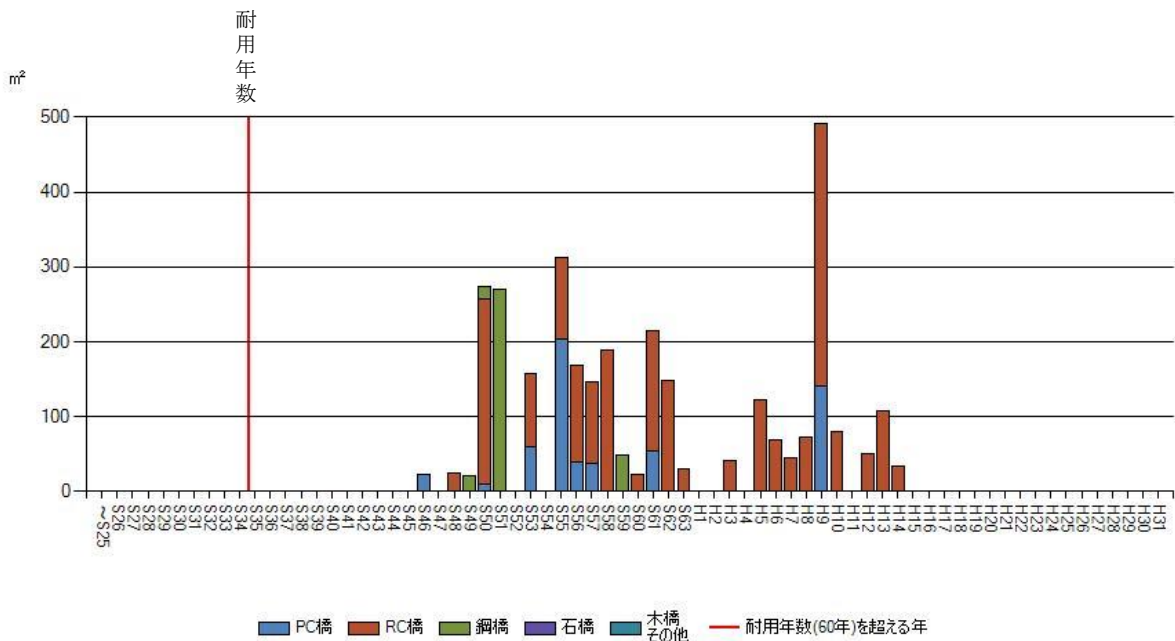
橋りょうについては、耐用年数の60年を超えるものではなく、供用年数が31年から40年のものが最も多く47橋で全橋りょうの42.0%を占めております。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、池田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆図表 4-12 橋りょうの年度別整備数



◆図表 4-13 橋りょうの構造別年度別整備面積



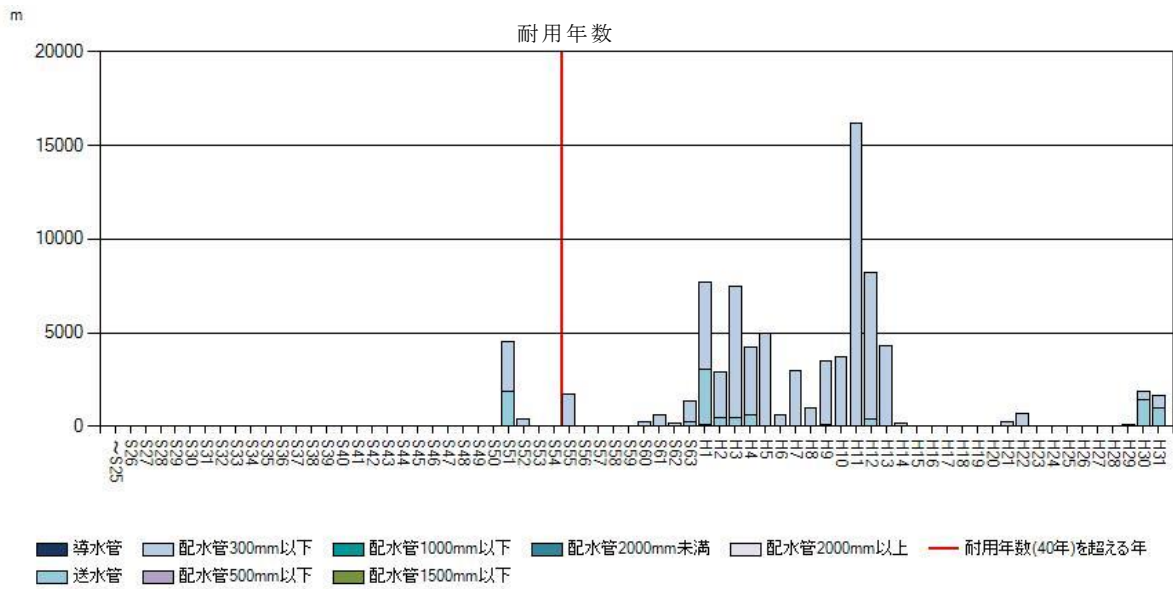
ウ. 上水道

現在、町が管理する上水道管の総延長は 143,388m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 9 割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものはないものの、今後 20 年間では 3 割近くに達する見込みです。

◆ 図表 4-14 上水道管の年度別整備状況

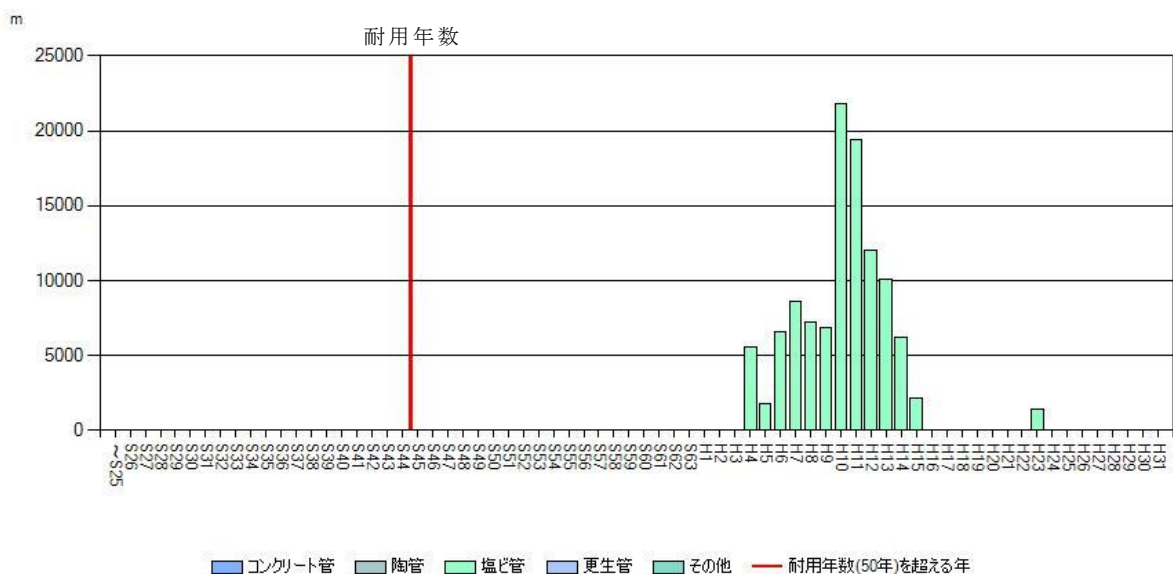


エ. 下水道

現在、町が管理する下水道管の総延長は 109,681m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはなく、最も早いもので令和 24 年(2022 年)に達する見込みです。

◆ 図表 4-15 下水道管の年度別整備状況



3 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28 年度から令和元年度までの有形固定資産減価償却率は 0.1%の増となっています。なお、当町では、H28 決算より財務書類の作成をしているため、H27 決算の資料はありません。

◆図表 4-16 有形固定資産減価償却率の推移

指標名	H27	H28	H29	H30	R1
有形固定資産減価償却率	-	60.8%	61.1%	62.2%	60.9%
事業用資産	-	58.0%	56.3%	57.8%	53.7%
インフラ資産	-	61.9%	63.3%	64.3%	64.8%

- ・事業用資産には、庁舎、文化施設、コミュニティ施設、学校教育施設、スポーツ施設、子育て・福祉施設、公営住宅、消防・防災施設等が含まれます。
- ・インフラ資産には、道路、橋梁、公園を含み、下水道は含まれていません。

4 将来の更新費用の推計

(1) 試算の方法

将来の公共建築物の更新費用については、個別施設計画で長寿命化を行った際の値を使い、インフラ施設の更新費用の推計は、総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

公共建築物は町が管理する建物のみ試算の対象としています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

- 【公共建築物】大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）
 建 替 え：建設後60年（建替え期間を3年）
 積 み 残 し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

- 【道 路】15年で舗装部分の更新（打換え）
 ・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

- 【橋りょう】60年で架け替（法定耐用年数60年）

- 【上水道管】40年で更新（法定耐用年数40年）

- 【下水道管】50年で更新（法定耐用年数50年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
町営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C橋、RC橋、石橋、その他		425千円/㎡	鋼橋 500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	～300mm以下	106千円/m
下水道			
管 径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で613.6億円、年平均で15.3億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均(H27年度時点)と比較して約2.0倍になります。

◆図表 4-17 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A) (H27年度時点)	更新費用の推計		倍率 B/A
		40年累計	(単年平均B)	
公共建築物	6.16億円	196億円	4.9億円	0.8
インフラ施設	1.36億円	417.6億円	10.4億円	7.6
道路	1.14億円	155.8億円	3.9億円	3.4
橋りょう	0.00億円	12.9億円	0.3億円	—
上水道	0.18億円	114.7億円	2.9億円	16.1
下水道	0.04億円	134.3億円	3.4億円	85.0
合計	7.52億円	613.6億円	15.3億円	2.0

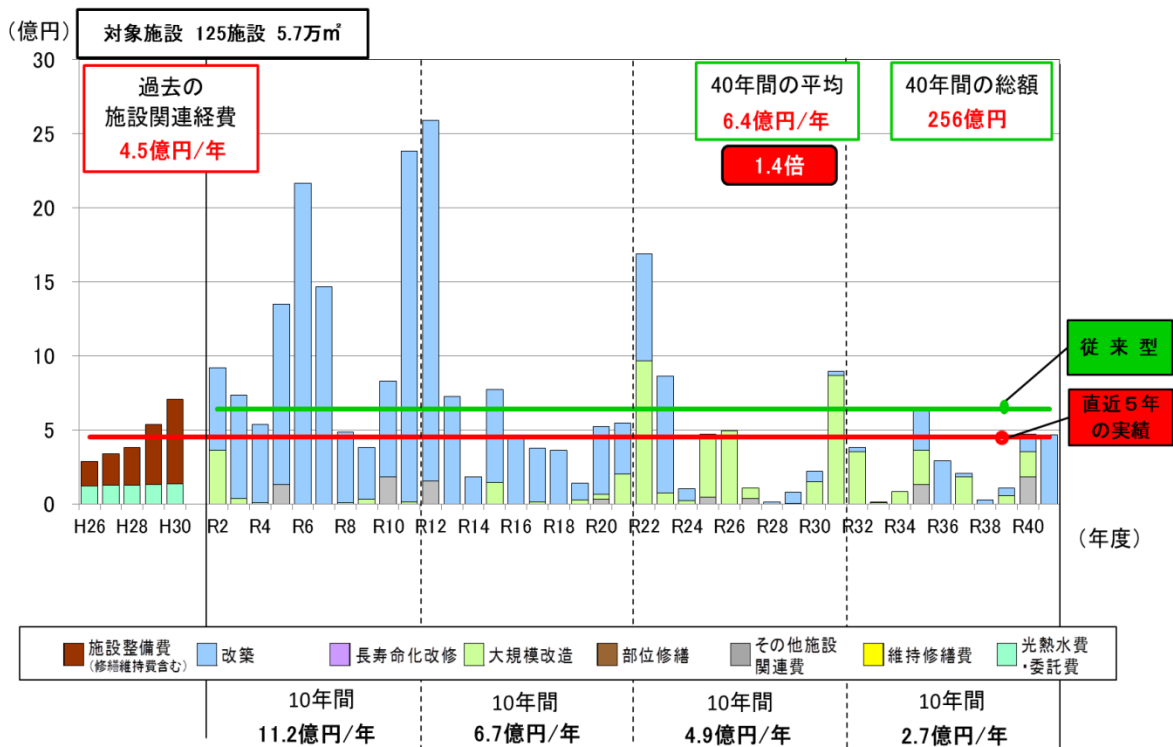
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

公共施設において、従来どおり建設後40年前後で建替えを行った場合、今後40年間のコストは256億円(6.4億円/年)かかると試算されます。

また、大規模改修や耐震補強を実施したとはいえ、築後20年を超えている建物は、延床面積で全体の約83%あるため、今後20年間で長寿命化改修など老朽化への対応や建替えが必要となり対応策を検討する必要があります。

◆図表 4-18 今後の維持・更新コスト (従来型)



コスト算出条件 (従来型)

※ 物価変動率、落札率は考慮しない。

基準年度：2019年 (試算期間：基準年の翌年度から40年間)

改築：更新周期40年、工事期間2年、実施年数より古い建物の改修を10年以内に実施

改築単価 360,000円/㎡

(総務省公共施設更新費用ソフト「分類別更新単価」の平均)

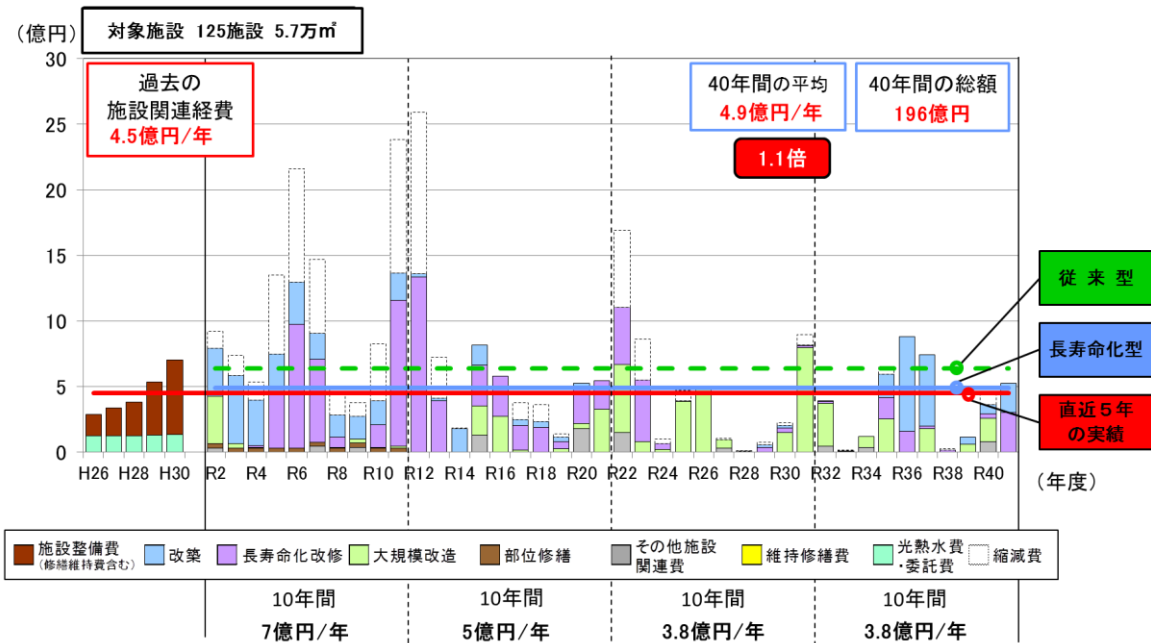
大規模改修：実施年数20年周期、工事期間1年

プール：更新周期30年、大規模改修15年 「その他の施設関連費」に計上
大規模改修費用は改築の25%に設定

今後公共施設の建替えによる費用集中を避け、将来の費用を縮減していくため、長寿命化改修により80年間使用できるようにした場合、今後40年間の維持・更新コストは総額約196億円(4.9億円/年)となり、従来の建替え中心の場合(図表4-17)の256億円(6.4億円/年)より総額60億円(1.5億円/年)、約23%の縮減となります。

しかし、向こう20年間程度は改築が集中し、年平均5~7億円必要になると試算されます。長寿命化だけでなく将来の人口減少等を考慮した公共施設の総資産量の適正化の検討が必要です。

◆図表4-19 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



コスト試算条件(長寿命型)

基準年度: 2019年(試算期間: 基準年の翌年度から40年間)

改 築: 更新周期<改築、要調査40年> <長寿命80年>

工事期間2年、実施年数より古い建物の改修を10年以内に実施

大規模改修: 実施年数20年周期

(ただし、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない)

部位修繕: D評価 今後5年以内に部位修繕、C評価 今後10年以内に部位修繕を実施

(ただし、改築・長寿命化改修・大規模改修を今後10年以内に実施する場合を除く)

A評価 今後10年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く

単価設定: 総務省公共施設更新費用ソフト「分類別更新単価」

長寿命化改修: 改築単価の60%、大規模改修: 改築単価の25%

プ ール: 更新周期50年、長寿命化改修25年、大規模改修12年周期

長寿命化改修費用は改築の60%、大規模改修費用は改築の25%

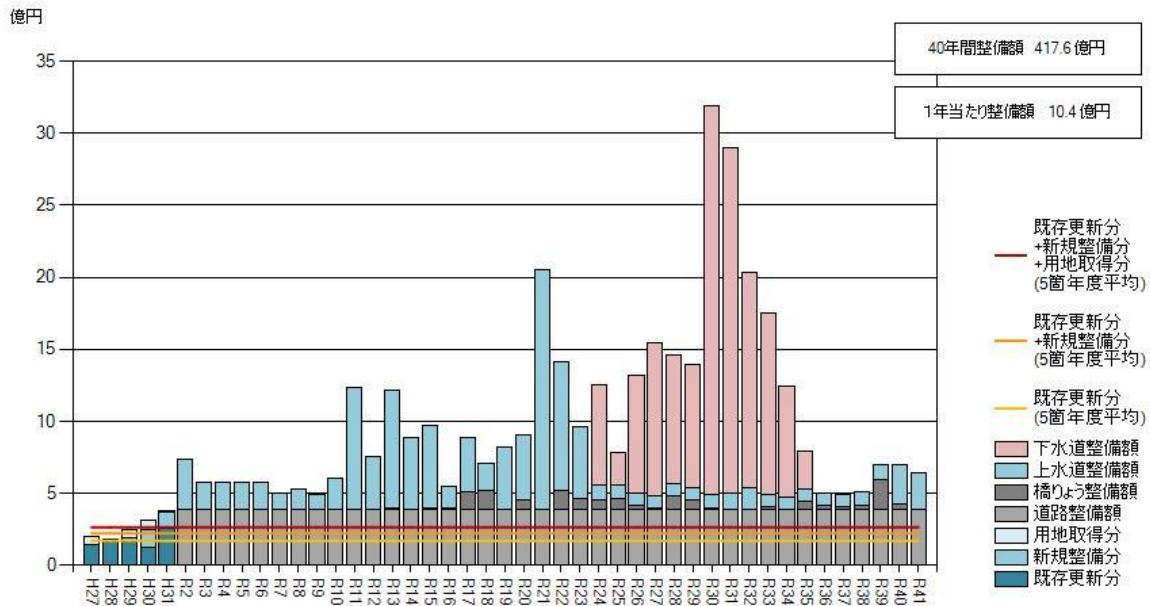
「その他施設関連費」に費用として計上

(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後40年間、このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に必要なコストを、公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では40年間で438.8億円、年平均で11.0億円となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

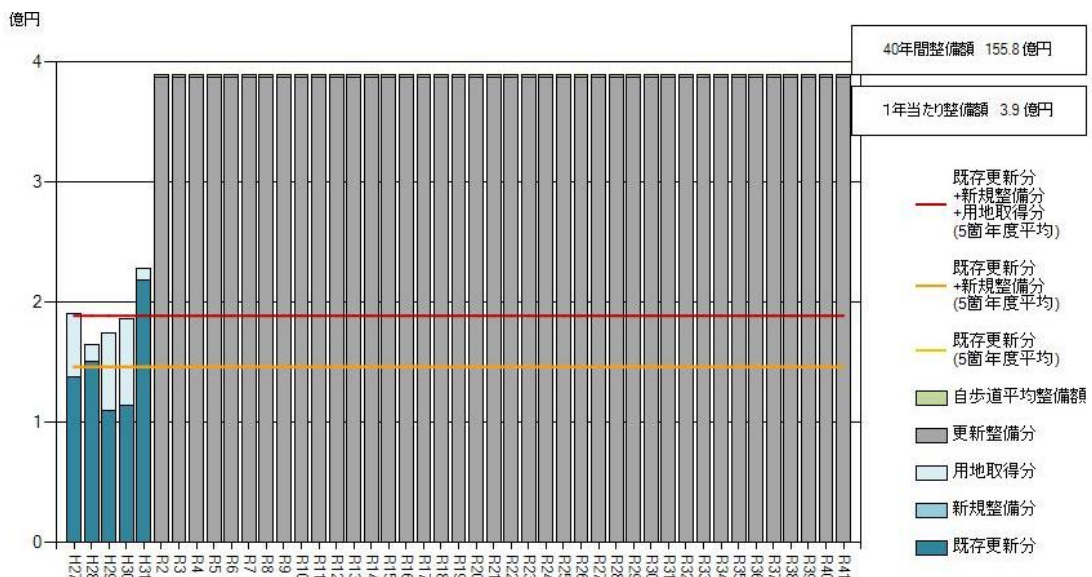
◆図表 4-20 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を15年と仮定して、町道面積(123.6万㎡)を更新年数の15年で割った面積を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約155.8億円となり、40年間の平均では年間約3.9億円となります。

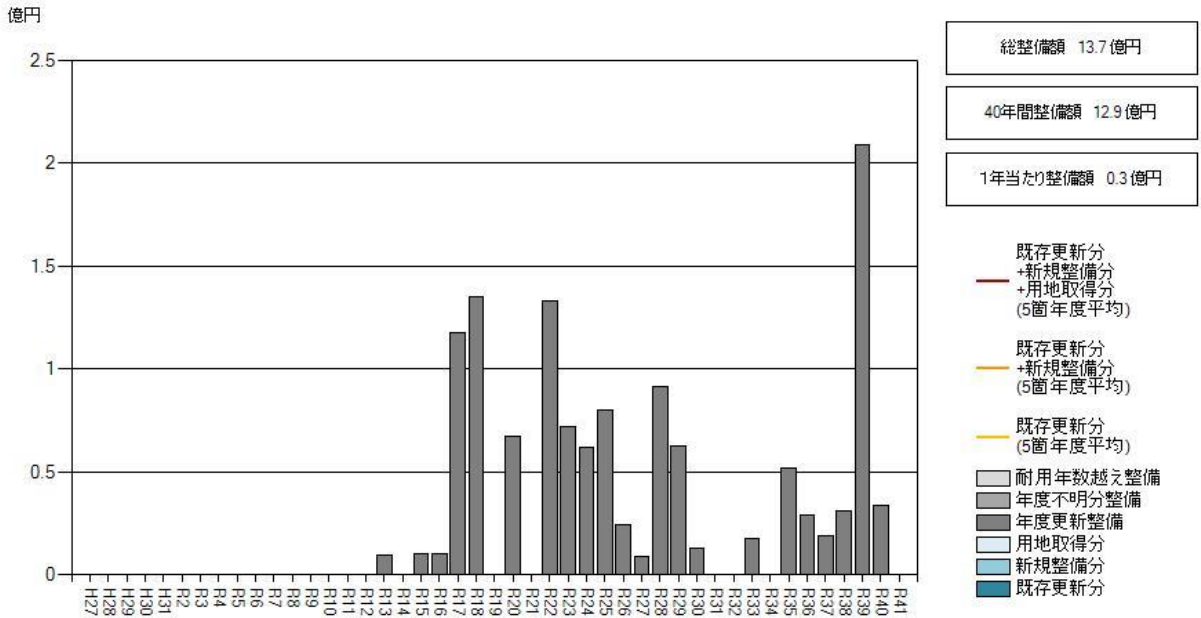
◆図表 4-21 総面積による町道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約13.7億円、今後40年間で必要となる整備額は約12.9億円となり、40年間の平均は年間約0.3億円となります。

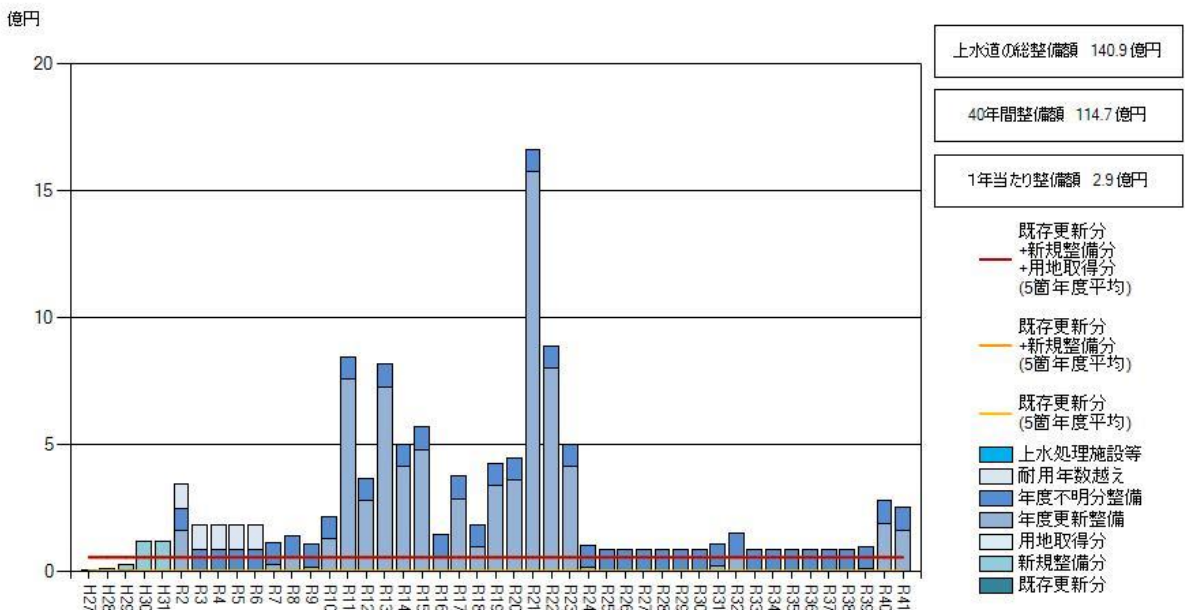
◆図表 4-22 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



ウ. 上水道

上水道の耐用年数を40年と仮定して、町が管理する上水道管総延長（143,388m）について、現状規模のまま更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約140.9億円、今後40年間で必要となる整備額は約114.7億円となり、40年間の平均では年間約2.9億円となります。

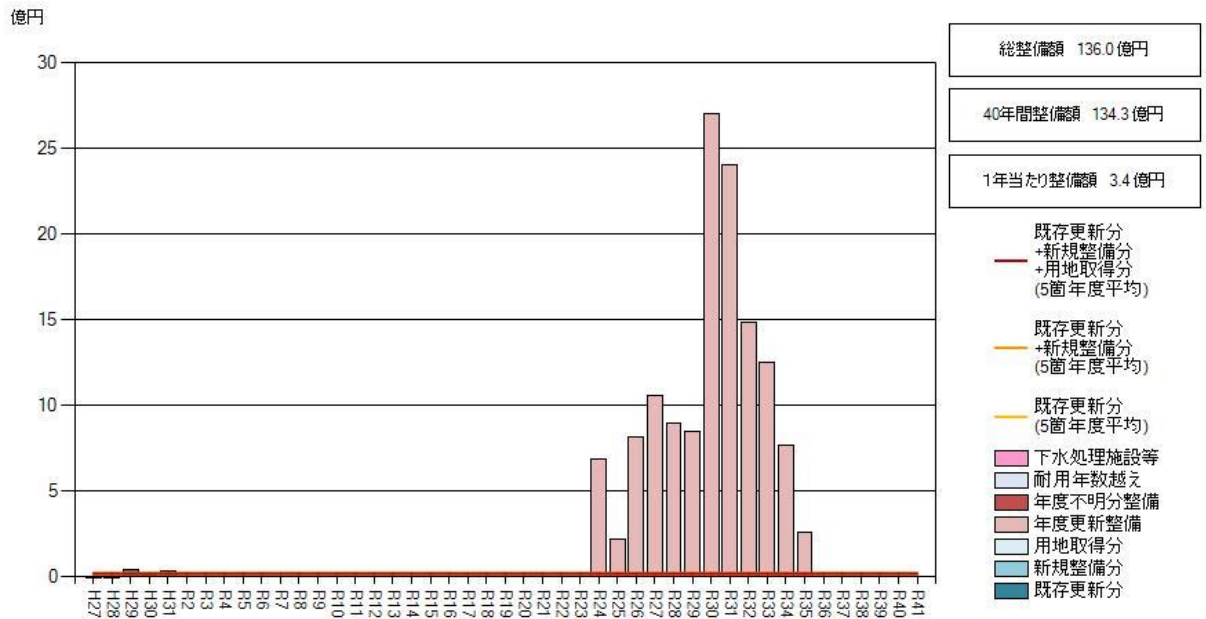
◆図表 4-23 上水道管の将来の更新費用の推計



エ. 下水道

下水道の耐用年数を50年と仮定して、町が管理する下水道管総延長（109,681m）について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、総額は約136.0億円、今後40年間で必要となる整備額は約134.3億円となり、40年間の平均では年間約3.4億円となります。

◆図表 4-24 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上・下水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

平成27年度の公共建築物の保有面積は約6.7万㎡で、町民一人当たり約6.8㎡を保有しており、過去5年間における町民一人当たりの投資的経費は、年平均62,059円です。

現在の公共建築物の保有面積を今後も長寿命化して維持した場合、人口減少の影響も考慮すると令和12年には一人当たり55,143円となり、実質的に現行の0.9倍の負担となる計算になります。

インフラ施設においては負担が増加する傾向にあり、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は11,485円から43,889円に、橋りょうでは3,376円、上水道では1,813円から32,636円、下水道では403円から38,262円にまで負担の増額が必要となります。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり75,761円から172,181円となり、現行の約2.3倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本町の橋りょうについては、「池田町橋梁長寿命化修繕計画」を平成25年度に策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-25 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B/A
人 口		平成27年 9,926人		令和12年 8,886人		
種 別	単年平均		単年平均			
	過去5年実績	1人あたりA	今後40年	1人あたりB		
投資的経費	公共建築物	6.16億円	62,059円	4.9億円	55,143円	0.9
	道 路	1.14億円	11,485円	3.9億円	43,889円	3.8
	橋りょう	0.00億円	0円	0.3億円	3,376円	—
	上 水 道	0.18億円	1,813円	2.9億円	32,636円	18.0
	下 水 道	0.04億円	403円	3.4億円	38,262円	94.9
合 計		7.52億円	75,761円	15.3億円	172,181円	2.3

注1：平成27年人口は平成27年国勢調査人口

注2：令和12年人口は「池田町人口ビジョン」の将来目標人口

注3：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

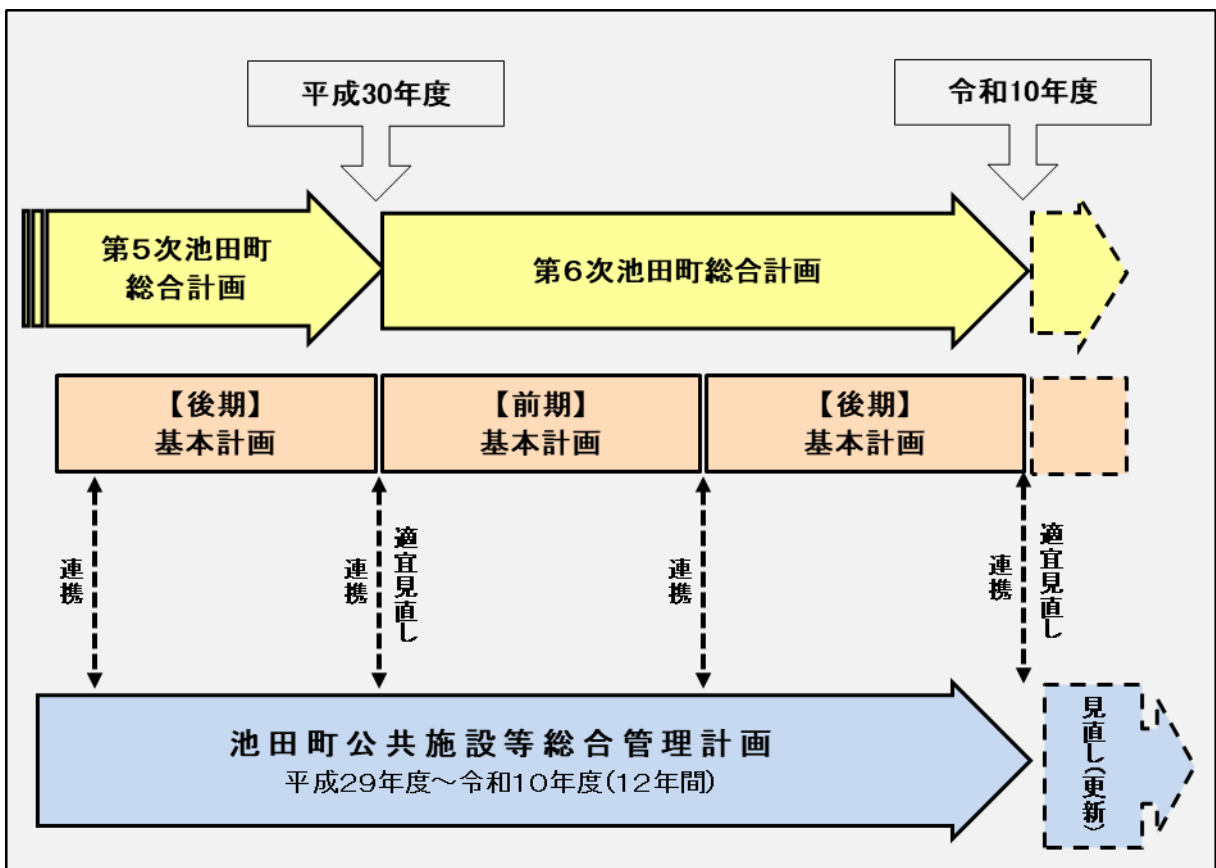
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成29年度から令和38年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「池田町総合計画」などと連動しながら、概ね向こう12年間（平成29年度～令和10年度）を対象期間とし、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和10年度は、10年間を基本的な計画期間とする「池田町総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和10年度を計画の目安として設定しました。

なお、令和3年度末の改定において。池田町公共施設個別施設計画の内容をフィードバックする等、令和元年度現在の各種値において一部のデータの更新や追記を行いました。

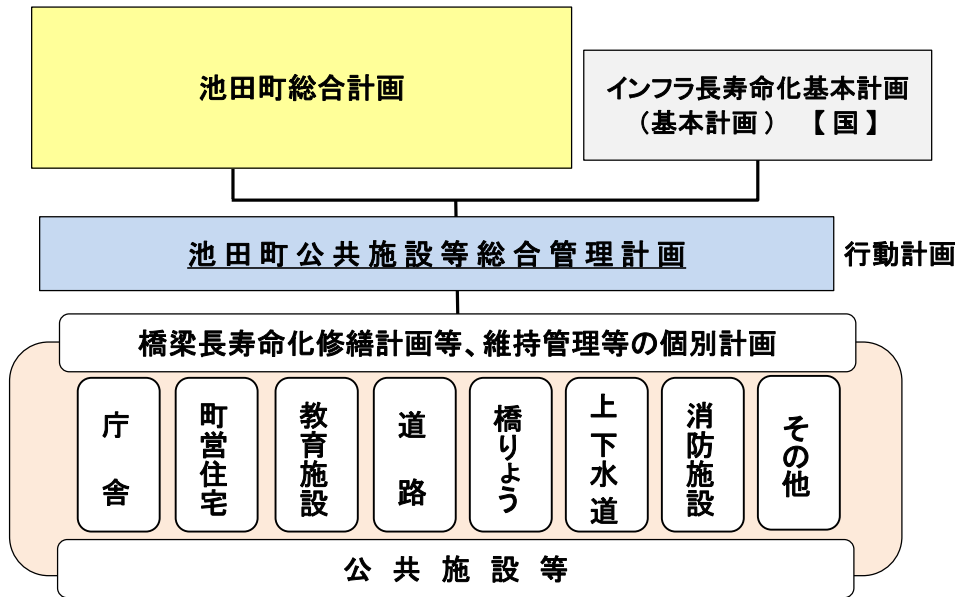
◆図表 5-1 計画期間（池田町総合計画との関係）



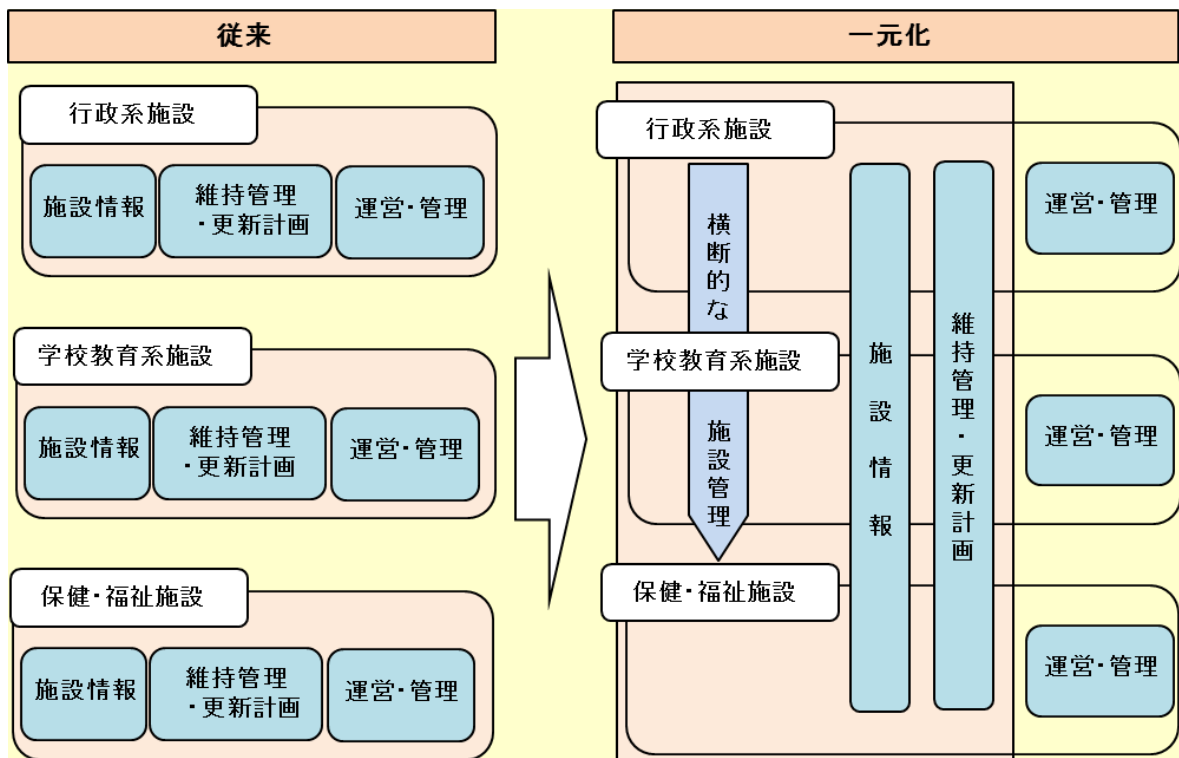
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「池田町総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施し、推進していきます。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化 (イメージ)



3 現状や課題に関する基本認識

①数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本町全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過大な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

②品質の適正性

公共建築物のうち築後30年以上経過しているものが53%、築20～29年が25%で、10年後には築後30年以上経過する施設が7割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物

施設ごとにそれぞれに異なる目的と役割を担っているため、現状では数量の大幅な削減は困難な状況にあります。しかし、人口減少の影響は年々大きくなるものとみられることから、「まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」の施策を推進することが重要となっています。

人口ビジョンにおける目標人口を確保し、1人当たりの施設総床面積を現状維持していくこととし、令和2年度人口を9,600人、令和10年度の将来目標人口を9,000人、令和2年度の公共建築物（町営住宅、消防団詰所等を除く）（＝個別施設計画の対象施設）を57,123.62㎡、令和2年度の人口1人当たりの施設総床面積5.95㎡/人を基に、目標（令和10年度）となる今後維持すべき施設総床面積を算出すると53,553.39㎡、床面積の削減量は3,570.23㎡、約6.3%減となります。

大規模改修や更新、新築については、総合計画や総合管理計画等と整合を図り、中長期的な社会情勢とニーズを考慮して、統合や集約、減築等について検討を行い、さらにライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を目指していきます。

また、利用者等の安全、施設の長寿命化を図るために、予防保全の観点から計画的に保守、修繕、長寿命化改修を進めていきます。

◆図表 5-4 削減目標

	目標：維持すべき施設総床面積
総延床面積	53,553.39㎡（6.3%減）
削減量	3,570.23㎡

※令和4年3月の改訂により、令和2年度人口を修正したため、削減目標が個別施設計画のものとは比べ93.39㎡減りました。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管等を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関することについて検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFI*などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

*PPP : Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI : Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

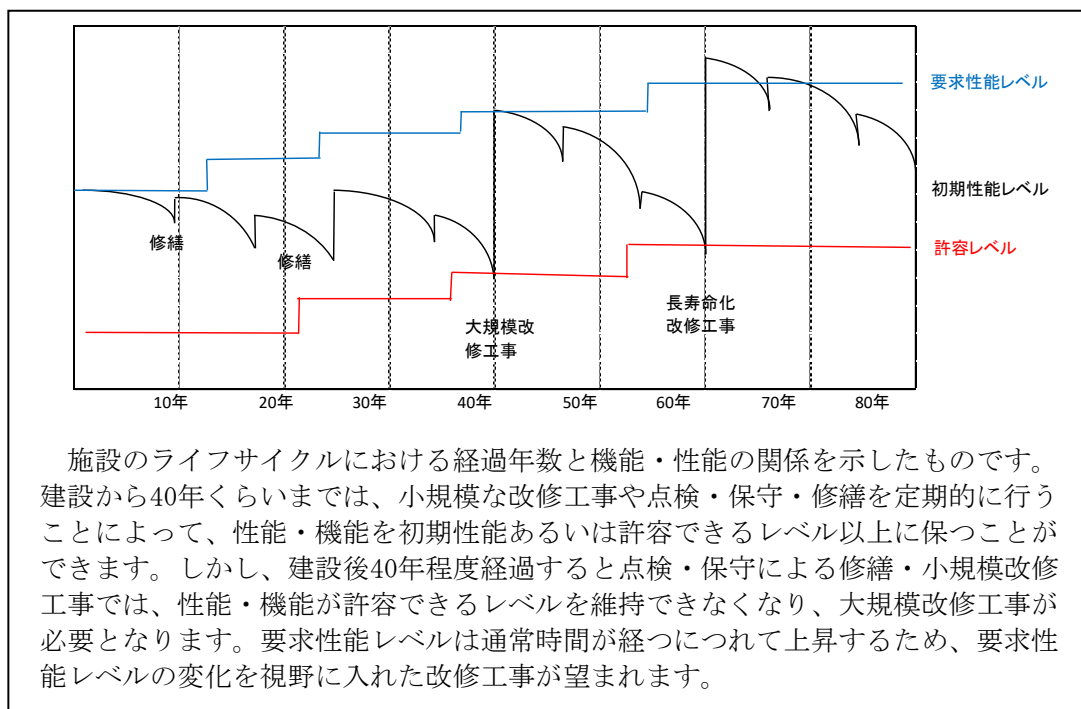
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保、及び災害時において的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「池田町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安全で安心して公共施設等を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づき施設整備を実施します。

(7) 統合や廃止の推進方針

町内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、町の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「池田町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして庁内で情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めます。

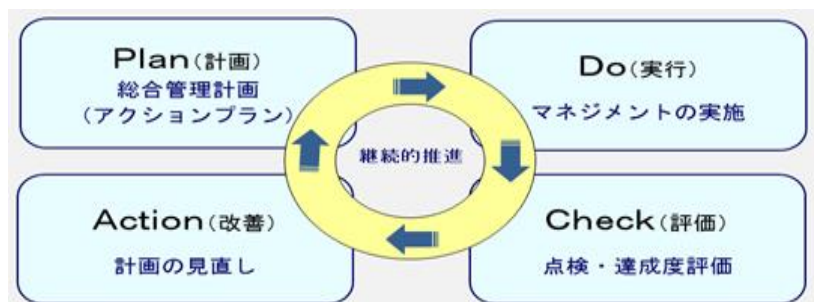
計画の実施は、まちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「池田町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本町では、各地域に公民館、コミュニティセンターや多目的研修集会施設等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	9 施設	延床面積	5,441.07 m ²
対象施設	二丁目公民館(カルチャーセンター)、南台コミュニティセンター、法道コミュニティセンター、豊盛コミュニティセンター、東山夢の郷コミュニティセンター、多目的研修集会施設、吾妻町ふれあいセンター、町創造館、交流センターかえで				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録を蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 町公民館については平成 29・30 年度に更新し、交流センターとして建設しました。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設のコンパクト化や効率化の観点から将来のあり方について検討を行い、施設の最適な配置の供給を推進します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本町は、旧町図書館、てるてる坊主の館、岡麓終焉の家、広津林間学校及び町立美術館を保有しています。

町立美術館を除く4施設が建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また町立美術館も建築後20年以上が経過しているため、今後10年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	図書館	施設数	1 施設	延床面積	458.10 m ²
対象施設	旧町図書館				
区 分	博物館等	施設数	4 施設	延床面積	3,298.44 m ²
対象施設	てるてる坊主の館（浅原六朗文学記念館）、岡麓終焉の家、広津林間学校、町立美術館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、広津林間学校で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として総合体育館、農村広場、町民プール及び弓道場の4施設を、レクリエーション施設・観光施設として大峰高原白樺の森を保有しています。

施設の多くが建設されてから30年以上が経過しているため、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	5施設	延床面積	4,409.7㎡
対象施設	総合体育館、農村広場、町民プール、弓道場、町テニスコート				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	1施設	延床面積	180.67㎡
対象施設	大峰高原白樺の森				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、農村広場（倉庫・便所）、大峰高原白樺の森（公衆便所）で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 総合体育館は平成28年度に耐震化工事、弓道場は平成29年度に改築工事を実施しましたが、そのほかの昭和50年代から60年代に建てられた施設については、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(4) 産業系施設

産業系施設として広津ふれあいセンター、金の鈴会館を保有しています。

金の鈴会館は、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（産業系施設）の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	4施設	延床面積	663.65 m ²
対象施設	広津ふれあいセンター、金の鈴会館、シェアベースにぎわい				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、金の鈴会館で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法に必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本町には、中学校を1施設、小学校を2施設、その他教育施設を1施設、保育園を3施設、児童施設を2施設保有しています。中学校、旧教育会館、池田北保育園など、建設されてから30年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になるとともに、20年以上が経過している施設についても、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	3施設	延床面積	21,035.29 m ²
対象施設	高瀬中学校、池田小学校、会染小学校				
区分	その他教育施設	施設数	1施設	延床面積	741.63 m ²
対象施設	旧教育会館				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	3施設	延床面積	4,028.84 m ²
対象施設	池田保育園、会染保育園、池田北保育園				
区分	幼児・児童施設	施設数	2施設	延床面積	646.24 m ²
対象施設	池田児童センター、会染児童センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、会染保育園、池田北保育園、池田・会染両小学校のプール専用付属室（機械室、更衣室・便所、物置）で、そのうち会染保育園は耐震化が実施されているが、その他については、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 中学校は、屋根・外壁・床塗装等の改修を平成25年度に行っておりますが、今後設備を中心とした大規模改修を行う必要があります。池田北保育園は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 予防保全的な改修を計画的に行い、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 学校施設は、避難所施設、地域コミュニティの場であることなどを踏まえ、改修の際は、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 小中学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、将来の施設の適正配置の在り方を検討することが考えられます。</p>					

(6) 保健・福祉施設

本町では、高齢福祉施設 15 施設、障害福祉施設 1 施設、その他社会保険施設 1 施設を保有しています。

東町小島館については、建設されてから 25 年以上経過しているため、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要と考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	15 施設	延床面積	6,300.32 m ²
対象施設	さくらの家、総合福祉センターやすらぎ、東町小島館、高齢者支えあい拠点施設（鶯山・渋中・渋南・4丁目・花見・東町、豊町、三丁目、相道寺、滝沢、広津、坂下）				
区分	障害福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	692.40 m ²
対象施設	福祉企業センター				
区分	その他社会保険施設	施設数	1 施設	延床面積	986.94 m ²
対象施設	旧福社会館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから30年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他のものも今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1施設	延床面積	3,147.56 m ²
対象施設	池田町役場(本庁舎、車庫、倉庫)				
区分	消防施設	施設数	17施設	延床面積	1,178.99 m ²
対象施設	消防団詰所、消防ポンプ置場、格納庫、消防本部分団				
区分	その他行政系施設	施設数	5施設	延床面積	821.58 m ²
対象施設	防災行政無線大峰中継局舎、バスセンター、水防倉庫、池田町防災倉庫、広津地区除雪機格納庫				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。昭和56年以前の旧耐震基準で建設され、耐震診断を実施していない施設は、町役場（車庫・倉庫）、消防団旧3分団2部（豊盛）消防ポンプ置場、消防団旧6分団1部（広津樺尾）消防ポンプ置場、消防団旧6分団2部（広津菅ノ田）格納庫で、必要に応じて耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 多数の人が利用する建物については、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設とするため、施設の現状や利用状況に応じてトイレの高機能化、洋式化、多目的トイレの設置、多言語表記案内施設の整備等の対応を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 地域コミュニティの核・防災拠点として、基本性能の維持・向上を図りつつ、施設の最適な配置の供給を推進します。</p>					

(8) 町営住宅

本町が管理する町営住宅のうち、建設されてから30年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。20年以上が経過しているものも、今後10年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（町営住宅）の保有状況

町営住宅					
区分	町営住宅	施設数	14施設	延床面積	3,355.27㎡
対象施設	豊町町営住宅、一丁目町営住宅、三丁目東町営住宅、三丁目西町営住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合等推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、また、今後10年以内に建築後30年を経過する町営住宅は、計画的に住宅改修や環境整備を検討し安全で安心な町営住宅の供給を推進します。</p>					

(9) その他（公園施設、供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園、供給処理施設含む）					
区分	公園	施設数	3 施設	延床面積	454.88 m ²
対象施設	墓地公園、東山夢の郷公園、あづみ野池田クラフトパーク				
区分	供給処理施設	施設数	23 施設	延床面積	6,478.61 m ²
対象施設	高瀬浄水園、南部ポンプ室、第1水源ポンプ場、第2水源ポンプ室、送水ポンプ場、低区配水池、中区第1配水池、中区第2配水池（高区送水ポンプ場）、高区流量計室、旧高区ポンプ場、旧高区配水池上屋、広津簡易水道（平畑ポンプ場・北山ポンプ場・北山配水池上屋・導水ポンプ場・桃ノ木加圧ポンプ場）、陸郷簡易水道（ポンプ室・流量計室・宮の平減圧弁室・有明減圧弁室）、三郷ポンプ場、法道簡易水道、中之郷硫化水素抑制施設、滝沢ポンプ場				
区分	その他	施設数	13 施設	延床面積	5,637.70 m ²
対象施設	浅原アパート、一丁目公衆便所、三丁目公衆便所、花見公衆便所、ハープセンター、ふれあい農園休憩所、豊町教員住宅、移住準備住宅、三丁目教員住宅(K)棟、旧広津小学校跡地、岡麓終焉の家隣の故田中氏住居、旧安曇養護学校職員宿舎、旧安曇養護学校校長住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状態を把握していきます。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、更新（建替え）する場合は、まちづくりとの整合性を保ち施設のコンパクト化や効率化の観点から検討を行い、施設の最適な配置の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(10) インフラ施設

ア. 道路

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断を実施することにより、施設の健全性を保ちます。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、財政状況を見極めながら優先順位を定め、従来の事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理に順次移行し、維持管理コストの平準化と低減を目指します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【長寿命化の実施方針】

「池田町インフラ資産個別施設計画【道路舗装長寿命化計画】、【道路附属物長寿命化計画】」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

高齢者、障がい者、外国人等様々な人が使いやすく、移動しやすい基盤整備（連続的かつ面的なバリアフリー化）を推進します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「池田町橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

「池田町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【長寿命化の実施方針】

「池田町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ. 上・下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本町の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、将来本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【長寿命化の実施方針】「池田町水道事業アセットマネジメント及び水道ビジョン・経営戦略」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 農林道施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

オ.河川構造物・水路

町内には、約112kmの河川・水路が機能しており、コンクリート柵渠、U型側溝など周辺状況や流量に合わせ様々な構造で整備を行っています。

日常や災害対応配備時のパトロールにより、転落防止柵などの安全施設を含めた異常箇所の発見に努め、施設の健全性、老朽化等の状況を把握した上で、施設の状態に応じた適正な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

機能診断結果に基づいた、施設の機能を継続的に監視し、補修、補強等による適時・適切な保全対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

池田町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

令和4年3月改定

発行者 長野県北安曇郡池田町企画政策課

〒399-8696

長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

TEL 0261 (62) 3131

FAX 0261 (62) 9404